令和 6 年 12 月 26 日
独立行政法人自動車技術総合機構

審査事務規程の一部改正について（第 61 次改正）

１．改正概要

（１）自動車の検査等関係

① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正

○ 自動車の後退時に発生する事故を防止するために、乗車定員が 10 人以上かつ車両総重量が 3.5 トンを超える乗用自動車や車両総重量が 3.5 トンを超える貨物自動車について、自動車が後退することを歩行者等に通報する装置として UN R165「車両後退通報装置に係る協定規則」に適合する車両後退通報装置（バックアラーム）の装備が義務付けられることに伴い、審査方法等を規定します。
［6-105 の 2、7-105 の 2、9-14］

② 新規検査等における提出書面関係［別添 2］

○ 車両後退通報装置の装備義務車の架装内容を把握するために、「車両後退通報装置の取付状態確認書」を新設します。

③ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（２）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

２．関係する省令等

・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 5 年 1 月 4 日国土交通省告示第 1 号、令和 6 年 9 月 20 日国土交通省告示第 1172 号）

３．施行日

令和 7 年 1 月 6 日

別 添

「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号）第 61 次改正新旧対照表

令和 6 年 12 月 26 日改正

新

独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程

目次（略）

第 1 章　総則

1-1～1-2（略）

1-3　用語の定義

この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。

分類	用語	内容
あ	（略）	（略）
	アンサーバック機能を有する灯火	車両使用者が車両の駐車状態においてその車両使用者の車両を特定及び発見することを助ける灯火をいう。 この場合において、「車両の駐車状態」とは、次に掲げる状態をいう。 ・被牽引自動車以外の自動車にあっては、可動構成部品が自動車製作者が定める通常の使用位置にあり、かつ、原動機が始動しておらず、かつ、自動車が静止している状態 ・被牽引自動車にあっては、牽引自動車に牽引され、かつ、可動構成部品が自動車製作者が定める通常の使用位置にあり、かつ、自動車が静止している状態
（略）	（略）	（略）
し	（略）	（略）
	自動車審査高度化施設	事務所統括装置、携帯端末、保安総合端末、計測諸元確定端末、画像表示端末、下廻り端末、3 次元測定・画像取得装置、出張検査端末及び予備端末により構成される審査状況を電磁的に処理するための施設をいう。
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
U	（略）	（略）
	UN R165	車両後退通報装置に係る協定規則をいう。
	（略）	（略）
	UN R171	横方向及び縦方向の動きを持続的に制御する運行補助機能に係る協定規則をいう。

旧

独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程

目次（略）

第 1 章　総則

1-1～1-2（略）

1-3　用語の定義

この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。

分類	用語	内容
あ	（略）	（略）
	アンサーバック機能を有する灯火	車両使用者が車両の駐車状態においてその車両使用者の車両を特定及び発見することを助ける灯火をいう。 この場合において、「車両の駐車状態」とは、次に掲げる状態をいう。 ・被牽引自動車以外の自動車にあっては、可動構成部品が自動車製作者が定める通常の使用位置にあり、かつ、原動機が始動しておらず、かつ、自動車が静止している状態をいう。 ・被牽引自動車にあっては、牽引自動車に牽引され、かつ、可動構成部品が自動車製作者が定める通常の使用位置にあり、かつ、自動車が静止している状態をいう。
（略）	（略）	（略）
し	（略）	（略）
	自動車審査高度化施設	事務所統括装置、携帯端末、保安総合端末、計測諸元確定端末、画像表示端末、下廻り端末、3 次元測定・画像取得装置及び出張検査端末により構成される審査状況を電磁的に処理するための施設をいう。
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
U	（略）	（略）
	（新設）	（新設）
	（略）	（略）
	UN R171	運転支援システムに係る協定規則をいう。

新

（略）	（略）	（略）

1-3-1（略）
1-4～1-6（略）
第２章～第４章（略）

第５章　自動車の検査等に係る審査結果の通知方法
5-1　審査結果の通知方法
（1）審査依頼のあった運輸支局等への審査結果の通知は審査当日に行うものとし、4-7-2に掲げるいずれかの総合判定の内容及び5-3に掲げる審査結果通知情報（必要と認められるものに限る。）を通知するものとする。
　ただし、4-7-3の「審査継続」として処理した場合には、審査依頼のあった運輸支局等へその旨を口頭で通知することにより、審査結果の通知を猶予することができる。
（2）審査結果（（3）に規定するものを除く。）の通知方法は、次表のとおり、電磁的方法又は書面による方法とする。

ただし、出張検査場における審査にあっては、当分の間、自動車審査高度化施設の障害欄の方法に準じて行うものとする。

審査結果	検査の種別	通知方法		
		正常時	障害発生時	
			通信系統又はMOTASの障害	自動車審査高度化施設の障害
適合又は審査中断	・新規検査（※1） ・予備検査（※1） ・継続検査	電磁的方法	自動車検査票１	自動車検査票１
	・新規検査（※2） ・予備検査（※2） ・構造等変更検査		自動車検査票１、審査結果通知書２及び備考欄記入事項連絡票（※3）	自動車検査票１及び自動車検査票２
不適合	・全ての検査	電磁的方法及び審査結果通知書１	審査結果通知書１	自動車検査票１

備考
※1～※2（略）
（削除）

（削除）

旧

（略）	（略）	（略）

1-3-1（略）
1-4～1-6（略）
第２章～第４章（略）

第５章　自動車の検査等に係る審査結果の通知方法
5-1　審査結果の通知方法
（新設）

審査結果の通知方法は、下表によるものとする。
　この場合において、電磁的方法以外の方法による通知を行う場合は、下表に掲げる審査結果を記載した書面を受検者に対し交付し、運輸支局等の窓口へ提出することを指示するものとする。
　なお、自動車審査高度化施設において総合判定又は諸元確定を行った場合には、自動車審査高度化施設から出力された書面を用いること。
　また、出張検査場における審査にあっては、当分の間、自動車審査高度化施設の障害欄の方法に準じて行うものとする。

審査結果	検査の種別	通知方法		
		正常時	障害発生時	
			通信系統又はMOTASの障害	自動車審査高度化施設の障害
適合又は審査中断	・新規検査（※1） ・予備検査（※1） ・継続検査	電磁的方法（※3）	自動車検査票１	自動車検査票１
	・新規検査（※2） ・予備検査（※2） ・構造等変更検査	電磁的方法（※4）	自動車検査票１、審査結果通知書２及び備考欄記入事項連絡票（※6）	自動車検査票１及び自動車検査票２
不適合	・全ての検査	電磁的方法及び審査結果通知書１（※5）	審査結果通知書１（※5）	自動車検査票１

備考
※1～※2（略）
※3　5-3に掲げる全ての情報が電磁的方法により通知可能となるまでの間においては、「電磁的方法及び自動車検査票１」と読み替えるものとする。
※4　5-3に掲げる全ての情報が電磁的方法により通知可能となるまでの間においては、「電磁的方法、自動車検査票１及び備考欄記入事項連絡票（※6）」

新	旧
（削除）	と読み替えるものとする。 ※5　5-3 に掲げる全ての情報が電磁的方法により通知可能となるまでの間においては、「自動車検査票 1 及び審査結果通知書 1」と読み替えるものとする。
※3（略）	※6（略）
（3）4-19 の規定による自動車検査証記録事項の変更等に係る保安基準適合性の審査結果の通知方法は、電磁的方法又は書面による方法とする。	（新設）
5-2　審査結果通知情報の自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票への記載	**5-2　審査結果通知情報の自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票への記載**
5-2-1　自動車審査高度化施設への入力	（新設）
電磁的方法、審査結果通知書 1、審査結果通知書 2 又は備考欄記入事項連絡票により審査結果の通知を行う場合は、5-3 に掲げる情報を別途理事長が定める方法により自動車審査高度化施設に入力するものとする。	（1）電磁的方法、審査結果通知書 1、審査結果通知書 2 又は備考欄記入事項連絡票により審査結果の通知を行う場合は、5-3 に掲げる情報を別途理事長が定める方法により自動車審査高度化施設に入力するものとする。
5-2-2　自動車検査票への記載	（新設）
（1）自動車検査票 1 及び自動車検査票 2 により審査結果の通知を行う場合は、5-3 に掲げる情報を次により記載するものとする。 ①～④（略）	（2）自動車検査票 1 及び自動車検査票 2 により審査結果の通知を行う場合は、5-3 に掲げる情報を次により記載するものとする。 ①～④（略）
（2）総合判定が「適合」の場合には、自動車検査票 1 の審査結果通知欄の「適合」箇所に検査官印を押印するものとする。 なお、再入場による審査を行った場合において、保安基準に適合すると認めたときは、該当する構造又は装置を審査した検査担当者が適合しない旨の記載を抹消することなく、当該箇所に検査官印の押印を行うものとする。	（新設）
（3）総合判定が「不適合」又は「不適合（使用停止）」の場合には、自動車検査票 1 の保安基準に適合しない部分欄の当該項目を「○」で囲む等により不適合箇所及び不適合内容が容易に分かるように記載するものとする。 なお、「不適合（使用停止）」の場合には、自動車検査票 1 の備考欄にその旨を記載するものとする。	（新設）
（4）総合判定が「審査中断」の場合には、自動車検査票 1 の審査中断欄に検査官印を押印するとともに備考欄にその理由を記載するものとする。 なお、審査中断欄がない場合は、審査結果通知欄附近に審査中断と記載し、その附近に検査官印の押印を行うものとする。	（新設）
5-3　審査結果通知情報	**5-3　審査結果通知情報**
審査結果として通知を行う審査結果通知情報は次のとおりとし、各々の規定に従って自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票の所定の欄への記載等を行うものとする。	審査結果として通知を行う審査結果通知情報は次のとおりとし、各々の規定に従って自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票の所定の欄への記載等を行うものとする。
5-3-1～5-3-8（略）	**5-3-1～5-3-8**（略）
5-3-9　乗車定員、最大積載量及び車両総重量	**5-3-9　乗車定員、最大積載量及び車両総重量**
（1）～（5）（略）	（1）～（5）（略）
（6）牽引自動車であって第五輪荷重を有する自動車（（7）に規定する自動車を除く。）については、次によるものとし、それぞれ次の例により通知する。	（6）牽引自動車であって第五輪荷重を有する自動車（（7）に規定する自動車を除く。）については、次によるものとし、それぞれ次の例により通知する。

新

①～②（略）

（例 1）（略）

（例 2）7-5-2 に該当する牽引自動車であって連結部移動装置付牽引自動車以外のもの

（略）

（例 3）7-5-2 に該当する牽引自動車が基準緩和認定を受けた場合

（略）

（例 4）（略）

（7）～（14）（略）

5-3-10～5-3-14（略）

5-3-15　備考欄

（1）自動車検査証の備考欄への記録が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により通知するものとする。

また、その他必要な事項についても必要に応じて通知することができる。

記録を要する自動車	記録されるべき趣旨	例
（略）	（略）	（略）
7-1.　基準緩和を受けている牽引自動車	速度制限装置の装着の有無及びその設定速度	速度制限装置付 速度制限装置付（解除機能付） 最高速度 60km/h 以下 速度制限装置なし
（略）	（略）	（略）
26.　大型貨物自動車であって速度抑制装置を装着した自動車（一時的に解除可能な速度制限装置を備えた自動車を除く。）	速度抑制装置を装着している旨	速度抑制装置付
（略）	（略）	（略）
36.　7-5-2 に該当する牽引自動車	保安基準第 4 条の 2 の括弧書きの告示	保安基準第 4 条の 2 の告示で定めるものに適合
（略）	（略）	（略）
43.　OBD 検査対象車であったが、構造装置の改造等により、OBD 検査対象外となった自動車	OBD 検査の対象外である旨	OBD 検査対象外車

備考

※1～※5（略）

（2）下表の装置の性能等欄に掲げる内容に関し、4-18 ただし書の規定により破壊試験に

旧

①～②（略）

（例 1）（略）

（例 2）7-5-2（7-5-5-2）に該当する牽引自動車であって連結部移動装置付牽引自動車以外のもの

（略）

（例 3）7-5-2（7-5-5-2）に該当する牽引自動車が基準緩和認定を受けた場合

（略）

（例 4）（略）

（7）～（14）（略）

5-3-10～5-3-14（略）

5-3-15　備考欄

（1）自動車検査証の備考欄への記録が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により通知するものとする。

また、その他必要な事項についても必要に応じて通知することができる。

記録を要する自動車	記録されるべき趣旨	例
（略）	（略）	（略）
7-1.　基準緩和を受けている牽引自動車	速度制限装置の装着の有無及びその設定速度	速度制限装置付 最高速度 60km/h 以下 速度制限装置なし
（略）	（略）	（略）
26.　大型貨物自動車であって速度抑制装置を装着した自動車	速度抑制装置を装着している旨	速度抑制装置付
（略）	（略）	（略）
36.　7-5-2（7-5-5-2）に該当する牽引自動車	保安基準第 4 条の 2 の括弧書きの告示	保安基準第 4 条の 2 の告示で定めるものに適合
（略）	（略）	（略）
43.　OBD 検査対象車であって、OBD 検査対象外となった自動車	OBD 検査の対象外である旨	OBD 検査対象外車

備考

※1～※5（略）

（2）下表の装置の性能等欄に掲げる内容に関し、4-18 ただし書の規定により破壊試験に

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
よる適合性の判断を行わず、適用した規定欄に掲げる規定により判断を行った場合は、備考欄の記録内容欄の例により通知するものとする。
<table>
<tr><th>装置の性能等</th><th>適用した規定</th><th>備考欄の記録内容</th><th>備考欄コード</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>7-23-1-2（6）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>7-26-1-2-2（4）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>7-29-1（4）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（略）</td><td>7-33-6-1（5）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
（3）～（5）（略）
5-3-16～5-3-17（略）
5-3-18　保安基準に適合しない箇所及びその内容
審査した結果、自動車の構造及び装置が保安基準の規定に適合すると認められないときは、不適合箇所及び不適合内容を通知するものとする。

5-4　審査結果以外の通知
4-26 の規定による基準適合性審査時におけるその他確認事項を確認し、4-26 表中の対応欄の処理をした場合には、5-1 の審査結果通知と同時に自動車検査票 1 により審査依頼のあった運輸支局等へ通知するものとする。
（削除）
</td><td>
よる適合性の判断を行わず、適用した規定欄に掲げる規定により判断を行った場合は、備考欄の記録内容欄の例により通知するものとする。
<table>
<tr><th>装置の性能等</th><th>適用した規定</th><th>備考欄の記録内容</th><th>備考欄コード</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>7-23-1-2（5）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>7-26-1-2-2（3）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>7-29-1（3）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（略）</td><td>7-33-6-1（4）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
（3）～（5）（略）
5-3-16～5-3-17（略）
（新設）

5-4　審査結果等の通知

5-4-1　審査結果通知
審査依頼のあった運輸支局等への審査結果の通知は審査当日に行うものとし、4-7-2 に掲げるいずれかの総合判定の内容及び 5-3 に掲げる審査結果通知情報（必要と認められるものに限る。）を審査結果として通知するものとする。
ただし、4-11 で規定する再入場の取扱いに該当する場合には、審査結果通知を猶予することができる。
5-4-1-1　適合
総合判定が「適合」の場合には、自動車検査票 1 又は自動車検査票 2（障害により電磁的方法による通知ができない場合に限る。）の審査結果通知欄の「適合」箇所に検査官印の押印を行うとともに、電磁的方法により審査依頼のあった運輸支局等へ通知するものとする。
なお、再入場による審査を行った場合において、保安基準に適合すると認めたときは、該当する構造又は装置を審査した検査担当者が適合しない旨の記載を抹消することなく、当該箇所に検査官印の押印を行うとともに、自動車審査高度化施設により適合の入力を行うものとする。
5-4-1-2　不適合
総合判定が「不適合」又は「不適合（使用停止）」の場合には、自動車検査票 1 の保
</td></tr>
</table>

新	旧
	安基準に適合しない部分欄の当該項目を「○」で囲む等により不適合部分及び不具合の状況が容易に分かるように記載するとともに、電磁的方法により審査依頼のあった運輸支局等へ通知するものとする。 ただし、自動車審査高度化施設から出力される審査結果通知書1を自動車検査票1に添付する場合は、自動車検査票1への記載を省略することができる。 なお、「不適合（使用停止）」の場合には、自動車検査票1の備考欄に朱書きによりその旨の記載も行うこと。 **5-4-1-3　審査中断** （1）総合判定が「審査中断」の場合には、その理由を自動車検査票1の備考欄に記載し、審査結果通知書の審査中断欄に検査官印の押印を行うとともに、電磁的方法により審査依頼のあった運輸支局等へ通知するものとする。 また、審査中断欄がない場合は、審査結果通知欄近くの余白に審査中断と記載し、その上に検査官印の押印を行う。 （2）自動車審査高度化施設の障害により（1）の規定による通知ができない場合であって、審査依頼のあった運輸支局等以外の運輸支局等における申請が予想されるときは、新たな自動車検査票2を用い、備考欄に登録番号若しくは車両番号又は車台番号及び審査中断の通知ができない理由を記載し、審査依頼のあった運輸支局等へ通知するものとする。
（削除）	**5-4-2　審査結果以外の通知** （1）4-7-3の「審査継続」として処理した場合には、5-4-1の規定にかかわらず、審査依頼のあった運輸支局等へその旨を口頭で通知することにより、審査結果の通知を猶予することができる。 （2）4-26 表中の対応欄の処理をしている場合には、5-4-1 の審査結果通知と同時に自動車検査票1により通知するものとする。
（削除）	**5-4-3　自動車検査証記録事項の変更等に係る審査の審査結果通知等** （1）5-4-1 の規定にかかわらず、4-19 の規定による審査を実施した場合の審査依頼のあった運輸支局等への審査結果の通知は審査当日に行うものとする。 （2）4-7-3の「審査継続」に準じて処理した場合には、（1）の規定にかかわらず、審査依頼のあった運輸支局等へその旨を口頭で通知することにより、審査結果の通知を猶予することができる。
第6章　新規検査又は予備検査（指定自動車等の新車） **6-1～6-105**（略）	**第6章　新規検査又は予備検査（指定自動車等の新車）** **6-1～6-105**（略）
6-105の2　車両後退通報装置 **6-105の2-1**（略） **6-105の2-2　性能要件（書面等による審査）** （1）（略） （2）車両後退通報装置は、UN R165-00の2.1.1.から2.1.4.までのいずれかに定める機能並びに2.3.に定める性能を有するものであって、次に掲げる①又は②いずれかの基準に適合するものでなければならない。（細目告示第67条の6第2項関係）	**6-105の2　車両後退通報装置** **6-105の2-1**（略） **6-105の2-2　性能要件（書面等による審査）** （1）（略） （2）車両後退通報装置は、UN R165-00の14.（14.4.1.1.、14.5.1.1.及び14.6.を除く。）に適合するものでなければならない。 ただし、UN R165-00の2.1.2.、2.1.3.及び2.1.4.の機能並びに2.3.の性能を有し

新	旧
	ないものはこの基準に適合しないものとし、6-108 に適合する後退時車両直後確認装置を備えた自動車にあっては、UN R165-00 の 14.3. にかかわらず、14.3.1. から 14.3.4. までに適合する場合に限り、当該装置の作動を一時的に停止させることができる機能を有してもよい。（細目告示第 67 条の 6 第 2 項関係）
① UN R165-00 の 14.（14.3.、14.4.1.1.、14.5.1.1. 及び 14.6. を除く。）に定める基準	（新設）
② UN R165-00 の 6. に適合する車両後退通報装置の通報音発生装置を備える場合にあっては次に掲げる全ての基準 ア UN R165-00 の 14.1. に定める機能を有すること。 イ 車両後退通報装置の通報音発生装置は、自動車の最後部の車軸中心から自動車の最後端までの間（自動車の最後部の車軸中心から自動車の最後端までの距離が自動車の長さの 4 分の 1 を超える場合にあっては、自動車の最後端から自動車の長さの 4 分の 1 までの間）に取付けられていること。 ウ 車両後退通報装置の通報音発生装置が、完全に覆われていないこと。 エ 車両後退通報装置の機能、性能等を著しく損なうおそれのある損傷のないものであること。	（新設）
③ 次に掲げる条件を満たすものは、②アに定める基準に適合するものとする。 ア UN R165-00 の 6. の規定に適合する車両後退通報装置の通報音発生装置が備えられており、認証を受けた状態から当該装置を交換していないこと。 イ 確実に取付けられていること。 ウ 車両後退通報装置に運転者が通報音の周波数を切替えられる機能を備える場合にあっては、UN R165-00 の 14.1.5. の規定に適合すること。	（新設）
(3) 6-108-2 に適合する後退時車両直後確認装置を備えた自動車に備える車両後退通報装置については、UN R165-00 の 14.3.1. から 14.3.4. までに適合する場合に限り、当該装置の作動を一時的に停止させることができる機能を有してもよい。	（新設）
(4) (1) 及び (2) の規定に適合した車両後退通報装置に加えて音声信号を用いる車両後退通報装置を備える場合にあっては、(1) 及び (2) の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合するものであればよい。（細目告示第 67 条の 6 第 3 項関係）	(3) (1) 及び (2) の規定に適合した車両後退通報装置に加えて音声信号を用いる車両後退通報装置を備える場合にあっては、(1) 及び (2) の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合するものであればよい。（細目告示第 67 条の 6 第 3 項関係）
（削除）	① 音声信号の長さは 2.5 秒以内であり、かつ、通報音と音声信号からなる 1 周期の半分以下であること。
（削除）	② 音声信号は、通報音の無音パート時に発すること。
（削除）	③ 音声信号の音の大きさは、細目告示別添 128「車両後退通報装置の通報音の測定方法」により測定した値が、77dB 以上 112dB 以下であること。
① 音声信号によるメッセージ内容は、自動車が後退することを歩行者等に通報するものであること。	④ 音声信号によるメッセージ内容は、自動車が後退することを歩行者等に注意喚起するものであること。
② 音声信号を用いる車両後退通報装置の通報音発生装置は、自動車の最後部の車軸中心から自動車の最後端までの間（自動車の最後部の車軸中心から自動車の最後端までの距離が自動車の長さの 4 分の 1 を超える場合にあっては、自動車の最後端から自動車の長さの 4 分の 1 までの間）に取付けられていること。	⑤ 車両後退通報装置は、自動車の最後部の車軸中心から自動車の最後端までの間に取付けられていること。
6-105 の 2-3～6-105 の 2-4（略）	**6-105 の 2-3～6-105 の 2-4**（略）

新	旧
6-106　後写鏡 **6-106-1　装備要件** 自動車（被牽引自動車を除く。）には、後写鏡を備えなければならない。 ただし、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し UN R46-06 に適合する後方等確認装置を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、この限りではない。（保安基準第 44 条第 1 項関係） **6-106-2　性能要件** **6-106-2-1**（略） **6-106-2-2　書面等による審査** (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える後方等確認装置は、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R46-06 の 6.2.、6.3.（6.3.1.1. 中記号取付に係る部分を除く。）及び 16.（16.1.1.、16.1.5. から 16.1.6. まで及び 16.2.3. を除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 44 条第 1 項関係、細目告示第 68 条第 1 項関係） (2) 自動車（(3) の自動車、大型特殊自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える後写鏡は、運転者が運転者席において自動車の外側線附近及び後方の交通状況を確認でき、かつ、乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 44 条第 2 項関係、細目告示第 68 条第 2 項第 1 号関係） ① UN R46-06 の 15.2.4. に規定された視界を得るための後写鏡にあっては、UN R46-06 の 6.1. 及び 6.3. に定める基準。 ただし、UN R46-06 の 6.1.1.2.(a)、6.1.1.3. 及び 6.1.1.5.（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のものにあっては 6.1.1.3. 及び 6.1.1.5.）並びに 6.3.1.1.（記号取付に係る部分に限る。）に定める基準は適用しないものとし、UN R46-06 の 6.1.2.2.4.2. の規定中「1,200mm」とあるのは「600mm」と、6.3.1.1. の規定中「2m 以上」とあるのは「1.8m 超」とそれぞれ読み替えるものとする。 ② UN R46-06 の 15.2.4. に規定された視界を得るため以外の目的で車室外に備えられた後写鏡（取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上 1.8m 以下のものに限る。）にあっては、次のいずれかの基準。 ア UN R46-06 の 15.2.4.2. 又は 15.2.4.3. に規定される後写鏡に取付ける場合は、当該後写鏡のハウジングに完全に結合されたものであること。 イ ア以外の場合は、UN R46-06 の 6.3.2.（試験条件は 6.3.2.2.7.2. を適用するものとする。）及び 6.3.3.（6.3.3.1.2. を除く。）に定める基準に適合するものであること。 ただし、令和 6 年 1 月 3 日以前に製作された自動車及び新たに運行の用に	**6-106　後写鏡** **6-106-1　装備要件** 自動車（被牽引自動車を除く。）には、後写鏡を備えなければならない。 ただし、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し UN R46-05 に適合する後方等確認装置を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、この限りではない。（保安基準第 44 条第 1 項関係） **6-106-2　性能要件** **6-106-2-1**（略） **6-106-2-2　書面等による審査** (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える後方等確認装置は、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R46-05 の 6.2.、6.3.（6.3.1.1. 中記号取付に係る部分を除く。）及び 16.（16.1.1.、16.1.5. から 16.1.6. まで及び 16.2.3. を除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 44 条第 1 項関係、細目告示第 68 条第 1 項関係） (2) 自動車（(3) の自動車、大型特殊自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える後写鏡は、運転者が運転者席において自動車の外側線附近及び後方の交通状況を確認でき、かつ、乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 44 条第 2 項関係、細目告示第 68 条第 2 項第 1 号関係） ① UN R46-05 の 15.2.4. に規定された視界を得るための後写鏡にあっては、UN R46-05 の 6.1. 及び 6.3. に定める基準。 ただし、UN R46-05 の 6.1.1.2.(a)、6.1.1.3. 及び 6.1.1.5.（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のものにあっては 6.1.1.3. 及び 6.1.1.5.）並びに 6.3.1.1.（記号取付に係る部分に限る。）に定める基準は適用しないものとし、UN R46-05 の 6.1.2.2.4.2. の規定中「1,200mm」とあるのは「600mm」と、6.3.1.1. の規定中「2m 以上」とあるのは「1.8m 超」とそれぞれ読み替えるものとする。 ② UN R46-05 の 15.2.4. に規定された視界を得るため以外の目的で車室外に備えられた後写鏡（取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上 1.8m 以下のものに限る。）にあっては、次のいずれかの基準。 ア UN R46-05 の 15.2.4.2. 又は 15.2.4.3. に規定される後写鏡に取付ける場合は、当該後写鏡のハウジングに完全に結合されたものであること。 イ ア以外の場合は、UN R46-05 の 6.3.2.（試験条件は 6.3.2.2.7.2. を適用するものとする。）及び 6.3.3.（6.3.3.1.2. を除く。）に定める基準に適合するものであること。 ただし、令和 6 年 1 月 3 日以前に製作された自動車及び新たに運行の用に

新	旧
供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 6 年 1 月 3 日以前のものにあっては、別添 79「衝撃緩和式後写鏡の技術基準」に適合するものであればよい。 （3）～（5）（略） **6-106-3　取付要件** **6-106-3-1**（略） **6-106-3-2　書面等による審査** （1）自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える後方等確認装置は、6-106-2-2（1）に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R46-06 の 15.（15.1.1.を除く。）、16.1.1.、16.1.5.から 16.1.6.まで及び 16.2.3.に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 44 条第 4 項関係、細目告示第 68 条第 4 項第 1 号関係） （2）自動車（（3）の自動車、大型特殊自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える後写鏡は、6-106-2-2（2）に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R46-06 の 15.（15.1.1.を除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。 ただし、次に掲げる補正等を行うことができる。（保安基準第 44 条第 4 項関係、細目告示第 68 条第 4 項第 2 号関係） ①　UN R46-06 の 12.1.に定める基準アイポイントは、細目告示別添 81「直前直左確認鏡の技術基準」2.2.とすることができ、同別添 4.4.のアイポイントの伸び上がり補正を行うことができる。 ②　UN R46-06 の 15.2.1.1.1.及び 15.2.4.1.から 15.2.4.3.までの規定にかかわらず、当該規定の視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは 6-107 に規定する鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。 ③　UN R46-06 の 15.2.1.1.1.及び 15.2.4.4.の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げる視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは 6-107 に規定する鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。 ア　UN R46-06 の 15.2.4.4.に定める視界範囲 イ　UN R46-06 の 15.2.4.2.中「1m」を「2m」に、「5m」を「10m」に読み替えた視界範囲 ④　UN R46-06 の 15.2.1.1.1.並びに 15.2.4.5.及び 15.2.4.6.の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げる視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは 6-107 に規定する鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。 この場合において、同規則の 15.2.2.7.の規定及び同規定に係る 15.2.1.1.1.の規定は適用しないものとする。 ア　UN R46-06 の 15.2.4.5.及び 15.2.4.6.に定める視界範囲 イ（略）	供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 6 年 1 月 3 日以前のものにあっては、別添 79「衝撃緩和式後写鏡の技術基準」に適合するものであればよい。 （3）～（5）（略） **6-106-3　取付要件** **6-106-3-1**（略） **6-106-3-2　書面等による審査** （1）自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える後方等確認装置は、6-106-2-2（1）に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R46-05 の 15.（15.1.1.を除く。）、16.1.1.、16.1.5.から 16.1.6.まで及び 16.2.3.に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 44 条第 4 項関係、細目告示第 68 条第 4 項第 1 号関係） （2）自動車（（3）の自動車、大型特殊自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える後写鏡は、6-106-2-2（2）に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R46-05 の 15.（15.1.1.を除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。 ただし、次に掲げる補正等を行うことができる。（保安基準第 44 条第 4 項関係、細目告示第 68 条第 4 項第 2 号関係） ①　UN R46-05 の 12.1.に定める基準アイポイントは、細目告示別添 81「直前直左確認鏡の技術基準」2.2.とすることができ、同別添 4.4.のアイポイントの伸び上がり補正を行うことができる。 ②　UN R46-05 の 15.2.1.1.1.及び 15.2.4.1.から 15.2.4.3.までの規定にかかわらず、当該規定の視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは 6-107 に規定する鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。 ③　UN R46-05 の 15.2.1.1.1.及び 15.2.4.4.の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げる視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは 6-107 に規定する鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。 ア　UN R46-05 の 15.2.4.4.に定める視界範囲 イ　UN R46-05 の 15.2.4.2.中「1m」を「2m」に、「5m」を「10m」に読み替えた視界範囲 ④　UN R46-05 の 15.2.1.1.1.並びに 15.2.4.5.及び 15.2.4.6.の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げる視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは 6-107 に規定する鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。 この場合において、同規則の 15.2.2.7.の規定及び同規定に係る 15.2.1.1.1.の規定は適用しないものとする。 ア　UN R46-05 の 15.2.4.5.及び 15.2.4.6.に定める視界範囲 イ（略）

新	旧
⑤　UN R46-06 の 15.2.4.に規定された視界を得るため以外の目的で備えられた後写鏡にあっては、UN R46-06 の 15.2.1.2.の規定にかかわらず、UN R46-06 の 15.に定める基準は適用しないものとする。 ⑥　UN R46-06 の 15.2.4.2.又は 15.2.4.3.に規定される後写鏡（UN R46-06 の 15.1.3.に適合するものに限る。）であって、6-106-2-2（2）②に規定する車室外に備えられた後写鏡が 6-106-2-2（2）②アの基準に適合するよう取付けられたものにあっては、UN R46-06 の 15.1.3.に定める基準に適合するものとみなす。 （3）～（5）（略）	⑤　UN R46-05 の 15.2.4.に規定された視界を得るため以外の目的で備えられた後写鏡にあっては、UN R46-05 の 15.2.1.2.の規定にかかわらず、UN R46-05 の 15.に定める基準は適用しないものとする。 ⑥　UN R46-05 の 15.2.4.2.又は 15.2.4.3.に規定される後写鏡（UN R46-05 の 15.1.3.に適合するものに限る。）であって、6-106-2-2（2）②に規定する車室外に備えられた後写鏡が 6-106-2-2（2）②アの基準に適合するよう取付けられたものにあっては、UN R46-05 の 15.1.3.に定める基準に適合するものとみなす。 （3）～（5）（略）
6-106-4　適用関係の整理 （1）～（5）（略） （6）次に掲げる自動車については、6-106-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第 52 条第 10 項関係） ①　令和 7 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 ②　令和 7 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア　令和 7 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 イ　令和 7 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 7 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と後方等確認装置及び後写鏡による運転者の視野及び乗車人員等の保護に係る性能が同一であるもの ③　新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 9 年 8 月 31 日以前のもの	**6-106-4　適用関係の整理** （1）～（5）（略） （新設）
6-106-5～6-106-6（略）	**6-106-5～6-106-6**（略）
6-106-7　従前規定の適用③ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 52 条第 10 項関係） ①　令和 7 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 ②　令和 7 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア　令和 7 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 イ　令和 7 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 7 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と後方等確認装置及び後写鏡による運転者の視野及び乗車人員等の保護に係る性能が同一であるもの ③　新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 9 年 8 月 31 日以前のもの	（新設）

新	旧
6-106-7-1　装備要件 自動車（被牽引自動車を除く。）には、後写鏡を備えなければならない。 ただし、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し UN R46-05-S1 に適合する後方等確認装置を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、この限りではない。 **6-106-7-2　性能要件** **6-106-7-2-1　視認等による審査** (1) 大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車に備える後写鏡は、運転者が運転者席において自動車の外側線附近及び後方の交通状況を確認でき、かつ、乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。 (2) 指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。 **6-106-7-2-2　書面等による審査** (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える後方等確認装置は、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R46-05-S1 の 6.2.、6.3.(6.3.1.1.中記号取付に係る部分を除く。)及び16.(16.1.1.、16.1.5.から16.1.6.まで及び16.2.3.を除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。 (2) 自動車（(3) の自動車、大型特殊自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える後写鏡は、運転者が運転者席において自動車の外側線附近及び後方の交通状況を確認でき、かつ、乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ① UN R46-05-S1 の 15.2.4.に規定された視界を得るための後写鏡にあっては、UN R46-05-S1 の 6.1.及び 6.3.に定める基準。 ただし、UN R46-05-S1 の 6.1.1.2.(a)、6.1.1.3.及び 6.1.1.5.（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のものにあっては 6.1.1.3.及び 6.1.1.5.）並びに 6.3.1.1.（記号取付に係る部分に限る。）に定める基準は適用しないものとし、UN R46-05-S1 の 6.1.2.2.4.2.の規定中「1,200mm」とあるのは「600mm」と、6.3.1.1.の規定中「2m 以上」とあるのは「1.8m 超」とそれぞれ読み替えるものとする。 ② UN R46-05-S1 の 15.2.4.に規定された視界を得るため以外の目的で車室外に備えられた後写鏡（取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上 1.8m 以下のものに限る。）にあっては、次のいずれかの基準。 ア UN R46-05-S1 の 15.2.4.2.又は 15.2.4.3.に規定される後写鏡に取付ける場合は、当該後写鏡のハウジングに完全に結合されたものであること。	

新	旧
イ　ア以外の場合は、UN R46-05-S1 の 6.3.2.（試験条件は 6.3.2.2.7.2. を適用するものとする。）及び 6.3.3.（6.3.3.1.2. を除く。）に定める基準に適合するものであること。 　ただし、令和 6 年 1 月 3 日以前に製作された自動車及び新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 6 年 1 月 3 日以前のものにあっては、別添 79「衝撃緩和式後写鏡の技術基準」に適合するものであればよい。 (3) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものに備える後写鏡は、運転者が後方の交通状況を確認でき、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれのないものとして当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 82「二輪自動車等の後写鏡の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。 (4) 次に掲げる後方等確認装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。 ① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置 ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置 ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置 (5) 次に掲げる後写鏡であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(2) 及び (3) の基準に適合するものとする。 ① 指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡 ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置 ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置 **6-106-7-3　取付要件** **6-106-7-3-1　視認等による審査** (1) 大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車に備える後写鏡は、6-106-7-2-1 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認	

新	旧
その他適切な方法により審査したときに、運転者が運転者席において、自動車（被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車）の左右の外側線上後方 50m までの間にある車両の交通状況及び自動車（牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車）の左外側線附近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できるものであること。 (2) 指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。 **6-106-7-3-2　書面等による審査** (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える後方等確認装置は、6-106-7-2-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R46-05-S1 の 15.（15.1.1. を除く。）、16.1.1.、16.1.5. から 16.1.6. まで及び 16.2.3. に定める基準に適合するものでなければならない。 (2) 自動車（(3) の自動車、大型特殊自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える後写鏡は、6-106-7-2-2 (2) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R46-05-S1 の 15.（15.1.1. を除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。 ただし、次に掲げる補正等を行うことができる。 ① UN R46-05-S1 の 12.1. に定める基準アイポイントは、細目告示別添 81「直前直左確認鏡の技術基準」2.2. とすることができ、同別添 4.4. のアイポイントの伸び上がり補正を行うことができる。 ② UN R46-05-S1 の 15.2.1.1.1. 及び 15.2.4.1. から 15.2.4.3. までの規定にかかわらず、当該規定の視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは 6-107 に規定する鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。 ③ UN R46-05-S1 の 15.2.1.1.1. 及び 15.2.4.4. の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げる視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは 6-107 に規定する鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。 ア UN R46-05-S1 の 15.2.4.4. に定める視界範囲 イ UN R46-05-S1 の 15.2.4.2. 中「1m」を「2m」に、「5m」を「10m」に読み替えた視界範囲 ④ UN R46-05-S1 の 15.2.1.1.1. 並びに 15.2.4.5. 及び 15.2.4.6. の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げる視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは 6-107 に規定する鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。 この場合において、同規則の 15.2.2.7. の規定及び同規定に係る 15.2.1.1.1. の規定は適用しないものとする。 ア UN R46-05-S1 の 15.2.4.5. 及び 15.2.4.6. に定める視界範囲 イ 細目告示別添 81「直前直左確認鏡の技術基準」4.3. の規定に基づき設置し	

新	旧
た障害物の少なくとも一部 ⑤　UN R46-05-S1 の 15.2.4.に規定された視界を得るため以外の目的で備えられた後写鏡にあっては、UN R46-05-S1 の 15.2.1.2.の規定にかかわらず、UN R46-05-S1 の 15.に定める基準は適用しないものとする。 ⑥　UN R46-05-S1 の 15.2.4.2.又は 15.2.4.3.に規定される後写鏡（UN R46-05-S1 の 15.1.3.に適合するものに限る。）であって、6-106-7-2-2（2）②に規定する車室外に備えられた後写鏡が 6-106-7-2-2（2）②アの基準に適合するよう取付けられたものにあっては、UN R46-05-S1 の 15.1.3.に定める基準に適合するものとみなす。 （3）ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものに備える後写鏡は、6-106-7-2-2（3）に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 83「二輪自動車等の後写鏡及び後写鏡取付装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。 （4）次に掲げる後方等確認装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、（1）の基準に適合するものとする。 ①　指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置 ②　法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置 ③　法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置 （5）次に掲げる後写鏡であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、（2）及び（3）の基準に適合するものとする。 ①　指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡 ②　法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置 ③　法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置 **6-107～6-125**（略） **第 7 章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査** **7-1～7-4**（略）	**6-107～6-125**（略） **第 7 章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査** **7-1～7-4**（略）

新	旧
7-5　軸重等 **7-5-1　テスタ等による審査** （1）～（2）（略） （3）隣り合う車軸にかかる荷重の和は、その軸距が 1.8m 未満である場合にあっては 18t（その軸距が 1.3m 以上であり、かつ、1 の車軸にかかる荷重が 9.5t 以下である場合にあっては、19t）、1.8m 以上である場合にあっては 20t を超えてはならない。（保安基準第 4 条の 2 第 2 項） ただし、平成 5 年 11 月 24 日以前に製作された自動車（隣り合う車軸にかかる荷重の和が増加する改造を行う場合を除く。）には適用しない。（適用関係告示第 2 条関係） （4）～（6）（略） （7）車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、車軸が上昇している状態において積載し得る重量を搭載した場合の軸重及び輪荷重を算定し、許容限度及びタイヤの負荷能力等を超えていないかどうかについても確認するものとする。 （8）積載物品による荷重のうち前軸にかかる荷重が負の値となる自動車にあっては、積載物品による荷重を除いた場合の軸重及び輪荷重を算定し、許容限度及びタイヤの負荷能力等を超えていないかどうかについても確認するものとする。 **7-5-2**（略） （削除） （削除） （削除）	**7-5　軸重等** **7-5-1　テスタ等による審査** （1）～（2）（略） （3）隣り合う車軸にかかる荷重の和は、その軸距が 1.8m 未満である場合にあっては 18t（その軸距が 1.3m 以上であり、かつ、1 の車軸にかかる荷重が 9.5t 以下である場合にあっては、19t）、1.8m 以上である場合にあっては 20t を超えてはならない。（保安基準第 4 条の 2 第 2 項） （4）～（6）（略） （7）車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、車軸が上昇している状態において積載し得る重量を搭載した際、その軸重及び輪荷重は、許容限度、タイヤの負荷能力等を満足していることを確認するものとする。 （新設） **7-5-2**（略） **7-5-3　欠番** **7-5-4　適用関係の整理** （1）平成 5 年 11 月 24 日以前に製作された自動車（隣り合う車軸にかかる荷重の和が増加する改造を行う場合を除く。）については、7-5-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第 2 条関係） **7-5-5　従前規定の適用①** 平成 5 年 11 月 24 日以前に製作された自動車（隣り合う車軸にかかる荷重の和が増加する改造を行う場合を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 2 条関係） **7-5-5-1　テスタ等による審査** （1）自動車の軸重は、重量計等その他適切な方法により審査したときに、10t（牽引自動車のうち 7-5-5-2 で定めるものの後軸にあっては、11.5t）を超えてはならない。 （2）7-5-1（2）に同じ。 （3）なし。 （4）自動車の輪荷重は、5t（牽引自動車のうち 7-5-5-2 で定めるものの後輪にあっては、5.75t）を超えてはならない。 ただし、専ら路面の締め固め作業の用に供することを目的とする自動車の車輪のうち、当該目的に適合した構造を有し、かつ、接地部が平滑なもの（当該車輪の中心を含む鉛直面上に他の車輪の中心がないものに限る。）の輪荷重にあっては、この限りでない。 （5）7-5-1（5）に同じ。 （6）7-5-1（6）に同じ。 （7）7-5-1（7）に同じ。

新	旧
7-6～7-24（略） **7-25　高圧ガスの燃料装置** **7-25-1　性能要件** **7-25-1-1**（略） **7-25-1-2　書面等による審査** （1）（略） （2）ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 （保安基準第 17 条第 3 項、細目告示第 20 条第 4 項、第 98 条第 4 項関係） ①～④（略） ⑤　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次に掲げるものを除く。）にあっては、UN R135-02-S2 の 5.5.2. に適合すること。 ア（略） イ　貨物の運送の用に供する自動車であって次のいずれにも該当するもの (ｱ) 前車軸中心と運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22°以上のもの (ｲ) 運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離と運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の比が 1.30 以上のもの ウ～ケ（略） （3）～（5）（略） **7-25-2～7-25-7**（略） **7-25-8　従前規定の適用④** 次に掲げる圧縮水素ガスを燃料とする自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 7 項、第 8 項、第 11 項関係）	**7-5-5-2　書面等による審査** 7-5-5-1（1）及び（4）の「7-5-5-2 で定めるもの」とは、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる全ての要件を満たす牽引自動車とする。 ①　2 軸又は 3 軸（駆動軸の数が 1 であるものに限る。）であること ②　第五輪荷重を有すること ③　細目告示別添 114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」に定める基準に適合すること（3 軸の牽引自動車を除く。） **7-6～7-24**（略） **7-25　高圧ガスの燃料装置** **7-25-1　性能要件** **7-25-1-1**（略） **7-25-1-2　書面等による審査** （1）（略） （2）ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 （保安基準第 17 条第 3 項関係、細目告示第 20 条第 4 項関係、第 98 条第 4 項関係） ①～④（略） ⑤　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次に掲げるものを除く。）にあっては、UN R135-02-S2 の 5.5.2. に適合すること。 ア（略） イ　貨物の運送の用に供する自動車であって次のいずれにも該当しないもの (ｱ) 前車軸中心と運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22°より小さいもの (ｲ) 運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離と運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の比が 1.30 未満のもの ウ～ケ（略） （3）～（5）（略） **7-25-2～7-25-7**（略） **7-25-8　従前規定の適用④** 次に掲げる圧縮水素ガスを燃料とする自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 7 項、第 8 項、第 11 項関係）

新	旧
①～②（略） **7-25-8-1　性能要件** **7-25-8-1-1**（略） **7-25-8-1-2　書面等による審査** （1）（略） （2）ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないもの又はこれに準ずる性能を有する装置は、この基準に適合するものとする。 ①～③（略） ④　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次の（a）から（i）までに掲げるものを除く。）にあっては、UN R135-01-S2（5.5.2.に限る。）に適合すること。 （a）（略） （b）貨物の運送の用に供する自動車であって次のいずれにも該当するもの ・前車軸中心と運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22°以上のもの ・運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離と運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の比が 1.30 以上のもの （c）（略） （d）（a）から（c）までの自動車の形状に類する自動車 （e）～（i）（略） ただし、次に掲げる自動車にあっては、この規定は適用しない。 ア～イ（略） （3）～（4）（略） **7-25-9**（略） **［オフセット衝突に係る適用：UN R94-02-S5 適用］** **7-25-10　従前規定の適用⑥** 次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 10 項関係） ①～②（略） **7-25-10-1　性能要件**	①～②（略） **7-25-8-1　性能要件** **7-25-8-1-1**（略） **7-25-8-1-2　書面等による審査** （1）（略） （2）ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないもの又はこれに準ずる性能を有する装置は、この基準に適合するものとする。 ①～③（略） ④　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次の（a）から（i）までに掲げるものを除く。）にあっては、UN R135-01-S2（5.5.2.に限る。）に適合すること。 （a）（略） （b）貨物の運送の用に供する自動車であって次のいずれにも該当しないもの ・前車軸中心と運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22°より小さいもの ・運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離と運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の比が 1.30 未満のもの （c）（略） （d）（a）から（c）の自動車の形状に類する自動車 （e）～（i）（略） ただし、次に掲げる自動車にあっては、この規定は適用しない。 ア～イ（略） （3）～（4）（略） **7-25-9**（略） **［オフセット衝突に係る適用：UN R94-02-S5 適用］** **7-25-10　従前規定の適用⑥** 次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 10 項関係） ①～②（略） **7-25-10-1　性能要件**

新	旧
7-25-10-1-1（略） **7-25-10-1-2　書面等による審査** （1）（略） （2）ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 ①～④（略） ⑤　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次の（a）から（i）までに掲げるものを除く。）にあっては、UN R135-02-S1（5.5.2.に限る。）に適合すること。 （a）（略） （b）貨物の運送の用に供する自動車であって次のいずれにも該当するもの ・前車軸中心と運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22°　以上のもの ・運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離と運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の比が 1.30 以上のもの （c）～（i）（略） ただし、次に掲げる自動車にあっては、UN R135-00-S1 に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 12 項関係） ア～イ（略） （3）（略） **［フルラップ衝突に係る適用：UN R137-00 適用］** **7-25-11　従前規定の適用⑦** 次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 13 項関係） ①～②（略） **7-25-11-1　性能要件** **7-25-11-1-1**（略） **7-25-11-1-2　書面等による審査** （1）（略） （2）ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少	**7-25-10-1-1**（略） **7-25-10-1-2　書面等による審査** （1）（略） （2）ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 ①～④（略） ⑤　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次の（a）から（i）までに掲げるものを除く。）にあっては、UN R135-02-S1（5.5.2.に限る。）に適合すること。 （a）（略） （b）貨物の運送の用に供する自動車であって次のいずれにも該当しないもの ・前車軸中心と運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22°　より小さいもの ・運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離と運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の比が 1.30 未満のもの （c）～（i）（略） ただし、次に掲げる自動車にあっては、UN R135-00-S1 に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 12 項関係） ア～イ（略） （3）（略） **［フルラップ衝突に係る適用：UN R137-00 適用］** **7-25-11　従前規定の適用⑦** 次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 13 項関係） ①～②（略） **7-25-11-1　性能要件** **7-25-11-1-1**（略） **7-25-11-1-2　書面等による審査** （1）（略） （2）ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少

新	旧
ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 ①～④（略） ⑤　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次の（a）から（i）までに掲げるものを除く。）にあっては、UN R135-02-S1（5.5.2.に限る。）に適合すること。 (a)（略） (b) 貨物の運送の用に供する自動車であって次のいずれにも該当するもの ・前車軸中心と運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22°　以上のもの ・運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離と運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の比が 1.30 以上のもの (c) 車両総重量 3.5t を超える自動車 (d)（a）から（c）までの自動車の形状に類する自動車 (e) 二輪自動車 (f) 側車付二輪自動車 (g) 三輪自動車 (h) 大型特殊自動車 (i) 被牽引自動車 ただし、次に掲げる自動車にあっては、UN R135-00-S1 に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 12 項関係） ア～イ（略） (3)（略） **7-25-12～7-25-13**（略） **［後面衝突に係る適用：細目告示別添 17 適用］** **7-25-14　従前規定の適用⑩** 次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 21 項関係） ①～④（略） **7-25-14-1　性能要件** **7-25-14-1-1**（略） **7-25-14-1-2　書面等による審査** (1)（略）	ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 ①～④（略） ⑤　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次の（a）から（i）までに掲げるものを除く。）にあっては、UN R135-02-S1（5.5.2.に限る。）に適合すること。 (a)（略） (b) 貨物の運送の用に供する自動車であって次のいずれにも該当しないもの ・前車軸中心と運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22°　より小さいもの ・運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離と運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の比が 1.30 未満のもの (c) 車両総重量 3.5t を超える自動車 (d)（a）から（c）までの自動車の形状に類する自動車 (e) 二輪自動車 (f) 側車付二輪自動車 (g) 三輪自動車 (h) 大型特殊自動車 (i) 被牽引自動車 ただし、次に掲げる自動車にあっては、UN R135-00-S1 に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 12 項関係） ア～イ（略） (3)（略） **7-25-12～7-25-13**（略） **［後面衝突に係る適用：細目告示別添 17 適用］** **7-25-14　従前規定の適用⑩** 次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 第 21 項関係） ①～④（略） **7-25-14-1　性能要件** **7-25-14-1-1**（略） **7-25-14-1-2　書面等による審査** (1)（略）

新	旧
(2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 ①～④（略） ⑤ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次の（a）から（i）までに掲げるものを除く。）にあっては、UN R135-02-S1（5.5.2.に限る。）に適合すること。 (a)（略） (b) 貨物の運送の用に供する自動車であって次のいずれにも該当するもの ・前車軸中心と運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22° 以上のもの ・運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離と運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の比が 1.30 以上のもの (c) ～ (i)（略） ただし、次に掲げる自動車にあっては、UN R135-00-S1 に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 12 項関係） ア～イ（略） (3) ～ (5)（略） **[オフセット衝突に係る適用：UN R94-03-S1 適用]** **7-25-15 従前規定の適用⑪** 次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 22 項関係） ①～④（略） **7-25-15-1 性能要件** **7-25-15-1-1**（略） **7-25-15-1-2 書面等による審査** (1)（略） (2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水	(2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 ①～④（略） ⑤ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次の（a）から（i）までに掲げるものを除く。）にあっては、UN R135-02-S1（5.5.2.に限る。）に適合すること。 (a)（略） (b) 貨物の運送の用に供する自動車であって次のいずれにも該当しないもの ・前車軸中心と運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22° より小さいもの ・運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離と運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の比が 1.30 未満のもの (c) ～ (i)（略） ただし、次に掲げる自動車にあっては、UN R135-00-S1 に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 12 項関係） ア～イ（略） (3) ～ (5)（略） **[オフセット衝突に係る適用：UN R94-03-S1 適用]** **7-25-15 従前規定の適用⑪** 次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 22 項関係） ①～④（略） **7-25-15-1 性能要件** **7-25-15-1-1**（略） **7-25-15-1-2 書面等による審査** (1)（略） (2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水

新	旧
素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 ①～④（略） ⑤　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次の（a）から（i）までに掲げるものを除く。）にあっては、UN R135-02-S1（5.5.2.に限る。）に適合すること。 (a)（略） (b) 貨物の運送の用に供する自動車であって次のいずれにも該当するもの ・前車軸中心と運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22°　以上のもの ・運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離と運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の比が 1.30 以上のもの (c) ～ (i)（略） ただし、次に掲げる自動車にあっては、UN R135-00-S1 に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 12 項関係) ア～イ（略） (3) ～ (5)（略） **［フルラップ衝突に係る適用：UN R137-01-S2 適用］** **7-25-16　従前規定の適用⑫** 次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 19 項関係) ①～④（略） **7-25-16-1　性能要件** **7-25-16-1-1**（略） **7-25-16-1-2　書面等による審査** (1)（略） (2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 ①～④（略）	素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 ①～④（略） ⑤　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次の（a）から（i）までに掲げるものを除く。）にあっては、UN R135-02-S1（5.5.2.に限る。）に適合すること。 (a)（略） (b) 貨物の運送の用に供する自動車であって次のいずれにも該当しないもの ・前車軸中心と運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22°　より小さいもの ・運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離と運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の比が 1.30 未満のもの (c) ～ (i)（略） ただし、次に掲げる自動車にあっては、UN R135-00-S1 に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 12 項関係) ア～イ（略） (3) ～ (5)（略） **［フルラップ衝突に係る適用：UN R137-01-S2 適用］** **7-25-16　従前規定の適用⑫** 次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 19 項関係) ①～④（略） **7-25-16-1　性能要件** **7-25-16-1-1**（略） **7-25-16-1-2　書面等による審査** (1)（略） (2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 ①～④（略）

新	旧
⑤　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次の（a）から（i）までに掲げるものを除く。）にあっては、UN R135-02-S1（5.5.2.に限る。）に適合すること。 (a)（略） (b) 貨物の運送の用に供する自動車であって次のいずれにも該当するもの ・前車軸中心と運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22°　以上のもの ・運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離と運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の比が 1.30 以上のもの (c) ～ (i)（略） ただし、次に掲げる自動車にあっては、UN R135-00-S1 に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 12 項関係） ア～イ（略） (3) ～ (5)（略） **7-25-17　従前規定の適用⑬** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 24 項関係） ①～④（略） **7-25-17-1　性能要件** **7-25-17-1-1**（略） **7-25-17-1-2　書面等による審査** (1)（略） (2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 ①～④（略） ⑤　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次の（a）から（i）までに掲げるものを除く。）にあっては、UN R135-02-S1（5.5.2.に限る。）に適合すること。 (a)（略） (b) 貨物の運送の用に供する自動車であって次のいずれにも該当するもの ・前車軸中心と運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22°　以上のもの	⑤　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次の（a）から（i）までに掲げるものを除く。）にあっては、UN R135-02-S1（5.5.2.に限る。）に適合すること。 (a)（略） (b) 貨物の運送の用に供する自動車であって次のいずれにも該当しないもの ・前車軸中心と運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22°　より小さいもの ・運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離と運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の比が 1.30 未満のもの (c) ～ (i)（略） ただし、次に掲げる自動車にあっては、UN R135-00-S1 に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 12 項関係） ア～イ（略） (3) ～ (5)（略） **7-25-17　従前規定の適用⑬** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 24 項関係） ①～④（略） **7-25-17-1　性能要件** **7-25-17-1-1**（略） **7-25-17-1-2　書面等による審査** (1)（略） (2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 ①～④（略） ⑤　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次の（a）から（i）までに掲げるものを除く。）にあっては、UN R135-02-S1（5.5.2.に限る。）に適合すること。 (a)（略） (b) 貨物の運送の用に供する自動車であって次のいずれにも該当しないもの ・前車軸中心と運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22°　より小さいもの

新	旧
・運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離と運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の比が 1.30 以上のもの (c) ～ (i) (略) ただし、次に掲げる自動車にあっては、UN R135-00-S1 に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 12 項関係) ア～イ (略) (3) ～ (5) (略) **7-25-18　従前規定の適用⑭** 次に掲げる圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 26 項関係) ①～④ (略) **7-25-18-1　性能要件** **7-25-18-1-1** (略) **7-25-18-1-2　書面等による審査** (1) (略) (2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 (保安基準第 17 条第 3 項、細目告示第 20 条第 4 項、第 98 条第 4 項関係) ①～④ (略) ⑤　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次の (a) から (i) までに掲げるものを除く。）にあっては、UN R135-02-S1 の 5.5.2. に適合すること。 (a) (略) (b) 貨物の運送の用に供する自動車であって次のいずれにも該当するもの ・前車軸中心と運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22°　以上のもの ・運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離と運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の比が 1.30 以上のもの (c) ～ (i) (略) ただし、次に掲げる自動車にあっては、UN R135-00-S1 に適合するものであれ	・運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離と運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の比が 1.30 未満のもの (c) ～ (i) (略) ただし、次に掲げる自動車にあっては、UN R135-00-S1 に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 12 項関係) ア～イ (略) (3) ～ (5) (略) **7-25-18　従前規定の適用⑭** 次に掲げる圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 26 項関係) ①～④ (略) **7-25-18-1　性能要件** **7-25-18-1-1** (略) **7-25-18-1-2　書面等による審査** (1) (略) (2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 (保安基準第 17 条第 3 項関係、細目告示第 20 条第 4 項関係、第 98 条第 4 項関係) ①～④ (略) ⑤　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次の (a) から (i) までに掲げるものを除く。）にあっては、UN R135-02-S1 の 5.5.2. に適合すること。 (a) (略) (b) 貨物の運送の用に供する自動車であって次のいずれにも該当しないもの ・前車軸中心と運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22°　より小さいもの ・運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離と運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の比が 1.30 未満のもの (c) ～ (i) (略) ただし、次に掲げる自動車にあっては、UN R135-00-S1 に適合するものであれ

新	旧
ばよい。（適用関係告示第 13 条第 12 項関係） ア～イ（略） （3）～（5）（略） **7-26　電気装置** **7-26-1　性能要件** **7-26-1-1**（略） **7-26-1-2　書面等による審査** **7-26-1-2-1**（略） **7-26-1-2-2　書面等による審査（衝突関係）** （1）電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条の 2 第 6 項、細目告示第 21 条第 6 項、細目告示第 99 条第 8 項関係） ①～③（略） ④　自動車（次に掲げるものを除く。）については、UN R135-02-S2 の 5.6.に適合すること。 ア（略） イ　貨物の運送の用に供する自動車であって次のいずれにも該当するもの (ｱ) 前車軸中心と運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22°以上のもの (ｲ) 運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離と運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の比が 1.30 以上のもの ウ～エ（略） ⑤～⑨（略） （2）～（6）（略） **7-26-2～7-26-20**（略） **7-27～7-31**（略） **7-32　ポールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能** **7-32-1　性能要件（書面等による審査）** （1）自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の側面のうち運転者席側の一部がポールとの衝突等により変形を生じた場合において、運転者席の乗車人員に過度の衝撃を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し書面その他適切な方法により審査したときに、UN R135-02-S2 の 5.（5.5.を除く。）に適合するものでなければならない。（保安基準第 18 条第 5 項、細目告示第 22 条第	ばよい。（適用関係告示第 13 条第 12 項関係） ア～イ（略） （3）～（5）（略） **7-26　電気装置** **7-26-1　性能要件** **7-26-1-1**（略） **7-26-1-2　書面等による審査** **7-26-1-2-1**（略） **7-26-1-2-2　書面等による審査（衝突関係）** （1）電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条の 2 第 6 項関係、細目告示第 21 条第 6 項関係、細目告示第 99 条第 8 項関係） ①～③（略） ④　自動車（次に掲げるものを除く。）については、UN R135-02-S2 の 5.6.に適合すること。 ア（略） イ　貨物の運送の用に供する自動車であって次のいずれにも該当しないもの (ｱ) 前車軸中心と運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22°より小さいもの (ｲ) 運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離と運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の比が 1.30 未満のもの ウ～エ（略） ⑤～⑨（略） （2）～（6）（略） **7-26-2～7-26-20**（略） **7-27～7-31**（略） **7-32　ポールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能** **7-32-1　性能要件（書面等による審査）** （1）自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の側面のうち運転者席側の一部がポールとの衝突等により変形を生じた場合において、運転者席の乗車人員に過度の衝撃を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し書面その他適切な方法により審査したときに、UN R135-02-S2 の 5.（5.5.を除く。）に適合するものでなければならない。（保安基準第 18 条第 5 項関係、細目告示第 22

新	旧
11 項及び第 12 項、細目告示第 100 条第 14 項及び第 15 項関係） ①（略） ②　貨物の運送の用に供する自動車であって次のいずれにも該当するもの ア　前車軸中心と運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22°以上のもの （参考図（ポールとの側面衝突の適用対象））（略） イ　運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離と運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の比が 1.30 以上のもの （参考図（ポールとの側面衝突の適用対象））（略） ③（略） ④　①から③までの自動車の形状に類する自動車 ⑤～⑨（略） （2）～（3）（略） **7-32-2～7-32-5**（略） **［ポールとの側面衝突の旧基準適用］** **7-32-6　従前規定の適用②** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 25 項関係） ①～②（略） **7-32-6-1　性能要件（書面等による審査）** （1）自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の側面のうち運転者席側の一部がポールとの衝突等により変形を生じた場合において、運転者席の乗車人員に過度の衝撃を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し書面その他適切な方法により審査したときに、UN R135-00 の 5.（5.5.を除く。）に適合するものでなければならない。 ①～②（略） ③　貨物の運送の用に供する自動車であって次に掲げる自動車 ア　車両総重量 3.5t 以下であり、かつ、前車軸中心と運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22°以上のもの （参考図）（略） イ　車両総重量 3.5t 以下であり、かつ、運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離と運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の比が 1.30 以上のもの （参考図） ④～⑨（略） （2）～（3）（略） **7-32-7**（略） **7-33～7-43**（略）	条第 11 項及び第 12 項関係、細目告示第 100 条第 14 項及び第 15 項関係） ①（略） ②　貨物の運送の用に供する自動車であって次のいずれにも該当しないもの ア　前車軸中心と運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22°より小さいもの （参考図（ポールとの側面衝突の適用対象））（略） イ　運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離と運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の比が 1.30 未満のもの （参考図（ポールとの側面衝突の適用対象））（略） ③（略） ④　①から③の自動車の形状に類する自動車 ⑤～⑨（略） （2）～（3）（略） **7-32-2～7-32-5**（略） **［ポールとの側面衝突の旧基準適用］** **7-32-6　従前規定の適用②** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 25 項関係） ①～②（略） **7-32-6-1　性能要件（書面等による審査）** （1）自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の側面のうち運転者席側の一部がポールとの衝突等により変形を生じた場合において、運転者席の乗車人員に過度の衝撃を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し書面その他適切な方法により審査したときに、UN R135-00 の 5.（5.5.を除く。）に適合するものでなければならない。 ①～②（略） ③　貨物の運送の用に供する自動車であって次に掲げる自動車以外のもの ア　車両総重量 3.5t 以下であり、かつ、前車軸中心と運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22°より小さいもの （参考図）（略） イ　車両総重量 3.5t 以下であり、かつ、運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離と運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の比が 1.30 未満のもの （参考図） ④～⑨（略） （2）～（3）（略） **7-32-7**（略） **7-33～7-43**（略）

新	旧
7-44　座席ベルト等 **7-44-1～7-44-3**（略） **7-44-4　適用関係の整理** （1）～（9）（略） （10）次に掲げる自動車にあっては、7-44-14（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第 20 条第 26 項関係） ①～③（略） ④（略） **7-44-5～7-44-14**（略） **7-45～7-46**（略） **7-47　年少者用補助乗車装置等** **7-47-1～7-47-3**（略） **7-47-4　適用関係の整理** （1）～（4）（略） （5）次に掲げる自動車については、7-47-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第 22 条第 17 項関係） ①～④（略） **7-47-5～7-47-9**（略） **7-48～7-55**（略） **7-56　騒音防止装置** **7-56-1**（略） **7-56-2 性能要件** **7-56-2-1**（略） **7-56-2-2　書面等による審査** （1）自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 40 条第 1 項関係、細目告示第 118 条第 1 項関係） ①（略） ②　新たに運行の用に供しようとする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-S9 の 6.（6.2.1.2.、6.2.3. 及び 6.3. を除き、6.2.2. にあってはフェーズ 3 に係る要件に限る。また、指定自動車等以外の自動車については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、試験路は乾燥した直線平坦舗装路であってもよい。）に定める基準に適合する構造であること。 なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。）の検	**7-44　座席ベルト等** **7-44-1～7-44-3**（略） **7-44-4　適用関係の整理** （1）～（9）（略） （10）次に掲げる自動車にあっては、7-44-14（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第 20 条第 26 項関係） ①～③（略） ⑤（略） **7-44-5～7-44-14**（略） **7-45～7-46**（略） **7-47　年少者用補助乗車装置等** **7-47-1～7-47-3**（略） **7-47-4　適用関係の整理** （1）～（4）（略） （5）次に掲げる自動車については、7-47-8（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第 22 条第 17 項関係） ①～④（略） **7-47-5～7-47-9**（略） **7-48～7-55**（略） **7-56　騒音防止装置** **7-56-1**（略） **7-56-2 性能要件** **7-56-2-1**（略） **7-56-2-2　書面等による審査** （1）自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 40 条第 1 項関係、細目告示第 118 条第 1 項関係） ①（略） ②　新たに運行の用に供しようとする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-S9 の 6.（6.2.1.2.、6.2.3. 及び 6.3. を除き、6.2.2. にあってはフェーズ 3 に係る要件に限る。また、並行輸入自動車については、当分の間、試験路は乾燥した直線平坦舗装路であってもよい。）に定める基準に適合する構造であること。 なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。）の検

新	旧
査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から＋10%）の範囲にあればよい。 ③（略） （2）～（12）（略） **7-56-3～7-56-13**（略） **7-57～7-95**（略） **7-96　その他の灯火等の制限** **7-96-1　装備要件** 自動車には、7-65 から 7-95 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。 なお、車室外乗降支援灯及びアンサーバック機能を有する灯火については、視認等によりその作動状況の確認ができない場合は審査を省略することができる。（保安基準第 42 条、細目告示第 62 条第 1 項、細目告示第 140 条第 1 項関係） （1）自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し若しくは後方に表示する灯光の色が橙色である灯火で照明部の上縁が地上 2,500㎜以下のもの又は灯光の色が赤色である灯火を備えてはならない。（細目告示第 62 条第 2 項、細目告示第 140 条第 2 項、適用関係告示第 48 条第 1 項、第 2 項関係） ①～㉕（略） 【適用関係の整理】 ◇昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、①は適用しない。 ◇平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、㉔は適用しない。 （2）自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火（いわゆるコーチランプ）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。（細目告示第 62 条第 3 項、細目告示第 140 条第 3 項、適用関係告示第 48 条第 1 項関係） ①～⑫（略） 【適用関係の整理】 ◇平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、⑪は適用しない。 （3）～（4）（略） （5）自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。（細目告示第 62 条第 6 項、細目告示第 140 条第 6 項、適用関係告示第 48 条第 1 項、第 2 項関係） ①～㉕（略） 【適用関係の整理】	査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から＋10%）の範囲にあればよい。 ③（略） （2）～（12）（略） **7-56-3～7-56-13**（略） **7-57～7-95**（略） **7-96　その他の灯火等の制限** **7-96-1　装備要件** 自動車には、7-65 から 7-95 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。 なお、車室外乗降支援灯及びアンサーバック機能を有する灯火については、視認等によりその作動状況の確認ができない場合は審査を省略することができる。（保安基準第 42 条関係、細目告示第 62 条第 1 項関係、細目告示第 140 条第 1 項関係） （1）自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し若しくは後方に表示する灯光の色が橙色である灯火で照明部の上縁が地上 2,500㎜以下のもの又は灯光の色が赤色である灯火を備えてはならない。（細目告示第 62 条第 2 項、細目告示第 140 条第 2 項） ①～㉕（略） （新設） （2）自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火（いわゆるコーチランプ）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。（細目告示第 62 条第 3 項関係、細目告示第 140 条第 3 項） ①～⑫（略） （新設） （3）～（4）（略） （5）自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。（細目告示第 62 条第 6 項、細目告示第 140 条第 6 項） ①～㉕（略） （新設）

新	旧
◇昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、④は適用しない。 ◇平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、㉕は適用しない。	
(6) 自動車（緊急自動車を除く。）には、次に掲げる灯火と連動して作動する灯火（7-65 から 7-95 までに規定するものを除く。）及び次に掲げる灯火以外の灯火であって、自動車が右左折、進路の変更、加速、減速、停止その他の動作を行うとする旨を他の交通に対し指示することを目的としたものを備えてはならない。（細目告示第 62 条第 7 項、細目告示第 140 条第 7 項、適用関係告示第 48 条第 1 項関係） ①～⑨（略） 【適用関係の整理】 ◇平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、(6) は適用しない。	(6) 自動車（緊急自動車を除く。）には、次に掲げる灯火と連動して作動する灯火（7-65 から 7-95 までに規定するものを除く。）及び次に掲げる灯火以外の灯火であって、自動車が右左折、進路の変更、加速、減速、停止その他の動作を行うとする旨を他の交通に対し指示することを目的としたものを備えてはならない。（細目告示第 62 条第 7 項関係、細目告示第 140 条第 7 項） ①～⑨（略） （新設）
(7)（略）	(7)（略）
(8) 自動車には、7-65 から 7-95 までに規定する灯火の性能を損なうおそれのある灯火及び反射器を備えてはならない。（細目告示第 62 条第 9 項、細目告示第 140 条第 9 項、適用関係告示第 48 条第 1 項関係） 【適用関係の整理】 ◇平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、(8) は適用しない。	(8) 自動車には、7-65 から 7-95 までに規定する灯火の性能を損なうおそれのある灯火及び反射器を備えてはならない。（細目告示第 62 条第 9 項、細目告示第 140 条第 9 項） （新設）
(9)（略）	(9)（略）
(10) 自動車に備える次に掲げる灯火は、前方を照射し、又は前方に表示するものであってはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた側面に回り込む赤色の照明部を有する後方に表示する灯火と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、この基準に適合するものとする。（細目告示第 62 条第 9 項、細目告示第 140 条第 9 項、適用関係告示第 48 条第 2 項関係） ① 側方灯（両側面の後部に備える赤色のものに限る。） ② 尾灯 ③ 後部霧灯 ④ 駐車灯（後面に備えるものに限る。） ⑤ 後部上側端灯 ⑥ 制動灯 ⑦ 補助制動灯 ⑧ 旅客自動車運送事業用自動車の地上 2,500mm を超える高さの位置に備える後方に表示するための灯火（後部上側端灯を除く。） 【適用関係の整理】 ◇昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、(10) は適用しない。 ◇昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、①は適用しない。	(10) (1) ②から⑦まで及び⑮に掲げる灯火（(1) ④に掲げる灯火にあっては自動車の後面に備えるものに限る。）は、前方を照射し、又は前方に表示するものであってはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた側面に回り込む赤色の照明部を有する後方に表示する灯火と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、この基準に適合するものとする。（細目告示第 62 条第 9 項関係、細目告示第 140 条第 9 項関係） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設）
(11) 自動車に備える灯火は、次に掲げる灯火を除き、光度が 300cd 以下のものでなければならない。（細目告示第 62 条第 12 項、細目告示第 140 条第 12 項、適用関係告示第	(11) 自動車に備える灯火は、次に掲げる灯火を除き、光度が 300cd 以下のものでなければならない。（細目告示第 62 条第 12 項関係、細目告示第 140 条第 12 項関係）

新	旧
48 条第 1 項、第 2 項関係） ①～㉛（略） ㉜　尾灯 ㉝　補助制動灯 【適用関係の整理】 ◇昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、⑤は適用しない。 ◇平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、㉙及び㉛は適用しない。 ◇平成 18 年 1 月 1 日以降に製作された自動車については、㉜及び㉝は適用しない。	①～㉛（略） （新設） （新設） （新設）
（12）（略）	（12）（略）
（13）車室外乗降支援灯は次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 62 条第 14 項、細目告示第 140 条第 14 項、適用関係告示第 48 条第 1 項関係） ①～②（略） 【適用関係の整理】 ◇平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、（13）は適用しない。	（13）車室外乗降支援灯は次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 62 条第 14 項関係、細目告示第 140 条第 14 項関係） ①～②（略） （新設）
（14）アンサーバック機能を有する灯火は次に掲げる全ての基準に適合するものでなければならない。 ただし、指定自動車等に備えられたアンサーバック機能を有する灯火と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、この基準に適合するものとする。（細目告示第 62 条第 15 項、細目告示第 140 条第 15 項、適用関係告示第 48 条第 1 項関係） ①～③（略） 【適用関係の整理】 ◇平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、（14）は適用しない。	（14）アンサーバック機能を有する灯火は次に掲げる全ての基準に適合するものでなければならない。 ただし、指定自動車等に備えられたアンサーバック機能を有する灯火と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、この基準に適合するものとする。（細目告示第 62 条第 15 項、細目告示第 140 条第 15 項） ①～③（略） （新設）
7-96-2～7-96-3（略）	**7-96-2～7-96-3**（略）
（削除）	**7-96-4　適用関係の整理** （1）昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、7-96-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第 48 条第 2 項第 1 号関係） （2）昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、7-96-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第 48 条第 2 項第 2 号関係） （3）平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、7-96-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第 48 条第 1 項関係）
（削除）	**7-96-5　従前規定の適用①** 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 48 条第 2 項第 1 号関係） **7-96-5-1　装備要件** （1）自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し若しくは後方に表示する灯光の

新	旧
	色が橙色である灯火で照明部の上縁が地上2,500㎜以下のもの又は灯光の色が赤色である灯火を備えてはならない。 ①　尾灯 ②　後部霧灯 ③　駐車灯 ④　後部上側端灯 ⑤　制動灯 ⑥　補助制動灯 ⑦　方向指示器 ⑧　補助方向指示器 ⑨　非常点滅表示灯 ⑩　緊急自動車の警光灯 ⑪　火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火 ⑫　旅客自動車運送事業用自動車の地上2,500㎜を超える高さの位置に備える後方に表示するための灯火（後部上側端灯を除く。） ⑬　一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車の終車灯 ⑭　一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の空車灯及び料金灯 ⑮　旅客自動車運送事業用自動車の非常灯 ⑯　旅客自動車運送事業用乗合自動車の車椅子昇降用ステップリフトに備える赤色の灯火であって運転者席で点灯できないもの ⑰　アンサーバック機能を有する灯火 ⑱　走行中に使用しない灯火 (2) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火（いわゆるコーチランプ）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。 ①　番号灯 ②　後退灯 ③　室内照明灯 ④　一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車の方向幕灯及び行先等を連続表示する電光表示器 ⑤　一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の社名表示灯 ⑥　運転者席で点灯できない作業灯 ⑦　運転者席において点灯状態であるため走行してはならないことを確認できる装置を備えた作業灯（走行装置に動力を伝達できる場合にのみ点灯できる構造のものを除く。） ⑧　アンサーバック機能を有する自動車 ⑨　走行中に使用しない灯火 (3) 自動車（一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車を除く。）の前面ガラスの

新	旧
	上方には、灯光の色が青紫色である灯火を備えてはならない。 (4) 自動車の前面ガラスの上方には、速度表示装置の速度表示灯と紛らわしい灯火を備えてはならない。 (5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。 この場合において、点滅又は光度の増減を手動によってのみ行うことのできる構造を有する灯火は、「点滅する灯火又は光度が増減する灯火」とされないものとする。 ① 配光可変型前照灯（運転支援プロジェクションを表示する走行用ビームを発することのできる機能を有するものを含む。） ② 方向指示器 ③ 補助方向指示器 ④ 非常点滅表示灯 ⑤ 緊急自動車の警光灯 ⑥ 道路維持作業用自動車の灯火 ⑦ 非常灯（旅客自動車運送事業用自動車に備えるもの及び室内照明灯と兼用するものに限る。） ⑧ 自主防犯活動用自動車の青色防犯灯 ⑨ アンサーバック機能を有する灯火 (6) 自動車には、次に掲げるものを除き、反射光の色が赤色である反射器であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するものを備えてはならない。 ① 指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物 ② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車の後部に備える白色反射物であって、UN R110-04-S2 の 18.1.8.1.から 18.1.8.3.までに掲げるもの及び UN R134-01 の 7.1.7.に掲げるもの ③ 7-87 の規定により自動車の側面に備える特徴等表示再帰反射材であって、赤色の反射光を前方に表示するもの及び 7-87 の規定により自動車の側面に備える再帰反射材であって、白色の反射光を後方に表示するもの (7) 自動車に備える灯火の直射光（前照灯にあっては、すれ違い用前照灯の直射光）又は反射光は、その自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものであってはならない。 (8) 自動車に備える灯火は、次に掲げる灯火を除き、光度が 300cd 以下のものでなければならない。（細目告示第 62 条第 12 項関係、細目告示第 140 条第 12 項関係） ① 前照灯 ② 前部霧灯 ③ 側方照射灯 ④ 番号灯 ⑤ 尾灯 ⑥ 後面に備える駐車灯

新	旧
（削除）	⑦　制動灯 ⑧　補助制動灯 ⑨　後退灯 ⑩　方向指示器 ⑪　補助方向指示器 ⑫　非常点滅表示灯 ⑬　速度表示装置の速度表示灯 ⑭　室内照明灯 ⑮　緊急自動車の警光灯 ⑯　道路維持作業用自動車の灯火 ⑰　自主防犯活動用自動車の青色防犯灯 ⑱　火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火 ⑲　旅客自動車運送事業用自動車の非常灯 ⑳　旅客自動車運送事業用乗合自動車の車椅子昇降用ステップリフトに備える赤色の灯火であって運転者席で点灯できないもの ㉑　運転者席で点灯できない作業灯 ㉒　運転者席において点灯状態であるため走行してはならないことを確認できる装置を備えた作業灯 ㉓　アンサーバック機能を有する灯火 ㉔　走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。） （9）火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火及び補助制動灯は、他の灯火と兼用のものであってはならない。 **7-96-6　従前規定の適用②** 昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 48 条第 2 項第 2 号関係） **7-96-6-1　装備要件** （1）自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し若しくは後方に表示する灯光の色が橙色である灯火で照明部の上縁が地上 2,500㎜ 以下のもの又は灯光の色が赤色である灯火を備えてはならない。 ①　尾灯 ②　後部霧灯 ③　駐車灯 ④　後部上側端灯 ⑤　制動灯 ⑥　補助制動灯 ⑦　方向指示器 ⑧　補助方向指示器 ⑨　非常点滅表示灯 ⑩　緊急自動車の警光灯 ⑪　火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火

新	旧
	⑫　旅客自動車運送事業用自動車の地上2,500㎜を超える高さの位置に備える後方に表示するための灯火（後部上側端灯を除く。） ⑬　一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車の終車灯 ⑭　一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の空車灯及び料金灯 ⑮　旅客自動車運送事業用自動車の非常灯 ⑯　旅客自動車運送事業用乗合自動車の車椅子昇降用ステップリフトに備える赤色の灯火であって運転者席で点灯できないもの ⑰　アンサーバック機能を有する灯火 ⑱　走行中に使用しない灯火 (2) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火（いわゆるコーチランプ）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。 ①　番号灯 ②　後退灯 ③　室内照明灯 ④　一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車の方向幕灯及び行先等を連続表示する電光表示器 ⑤　一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の社名表示灯 ⑥　運転者席で点灯できない作業灯 ⑦　運転者席において点灯状態であるため走行してはならないことを確認できる装置を備えた作業灯（走行装置に動力を伝達できる場合にのみ点灯できる構造のものを除く。） ⑧　アンサーバック機能を有する灯火 ⑨　走行中に使用しない灯火 (3) 自動車（一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車を除く。）の前面ガラスの上方には、灯光の色が青紫色である灯火を備えてはならない。 (4) 自動車の前面ガラスの上方には、速度表示装置の速度表示灯と紛らわしい灯火を備えてはならない。 (5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。 この場合において、点滅又は光度の増減を手動によってのみ行うことのできる構造を有する灯火は、「点滅する灯火又は光度が増減する灯火」とされないものとする。 ①　配光可変型前照灯（運転支援プロジェクションを表示する走行用ビームを発することのできる機能を有するものを含む。） ②　方向指示器 ③　補助方向指示器 ④　非常点滅表示灯 ⑤　緊急自動車の警光灯

新	旧
	⑥　道路維持作業用自動車の灯火 ⑦　非常灯（旅客自動車運送事業用自動車に備えるもの及び室内照明灯と兼用するものに限る。） ⑧　自主防犯活動用自動車の青色防犯灯 ⑨　アンサーバック機能を有する灯火 (6) 自動車には、次に掲げるものを除き、反射光の色が赤色である反射器であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するものを備えてはならない。 ①　指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物 ②　専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車の後部に備える白色反射物であって、UN R110-04-S2 の 18.1.8.1.から 18.1.8.3.までに掲げるもの及び UN R134-01 の 7.1.7.に掲げるもの ③　7-87 の規定により自動車の側面に備える特徴等表示再帰反射材であって、赤色の反射光を前方に表示するもの及び 7-87 の規定により自動車の側面に備える再帰反射材であって、白色の反射光を後方に表示するもの (7) 自動車に備える灯火の直射光（前照灯にあっては、すれ違い用前照灯の直射光）又は反射光は、その自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものであってはならない。 (8) (1) ①から⑥まで及び⑫に掲げる灯火（(1) ③に掲げる灯火にあっては自動車の後面に備えるものに限る。）は、前方を照射し、又は前方に表示するものであってはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた側面に回り込む赤色の照明部を有する後方に表示する灯火と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、「前方を照射し、又は前方に表示するもの」とされないものとする。 (9) 自動車に備える灯火は、次に掲げる灯火を除き、光度が 300cd 以下のものでなければならない。（細目告示第 62 条第 12 項関係、細目告示第 140 条第 12 項関係） ①　前照灯 ②　前部霧灯 ③　側方照射灯 ④　番号灯 ⑤　尾灯 ⑥　後面に備える駐車灯 ⑦　制動灯 ⑧　補助制動灯 ⑨　後退灯 ⑩　方向指示器 ⑪　補助方向指示器 ⑫　非常点滅表示灯 ⑬　速度表示装置の速度表示灯

新	旧
（削除）	⑭　室内照明灯 ⑮　緊急自動車の警光灯 ⑯　道路維持作業用自動車の灯火 ⑰　自主防犯活動用自動車の青色防犯灯 ⑱　火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火 ⑲　旅客自動車運送事業用自動車の非常灯 ⑳　旅客自動車運送事業用乗合自動車の車椅子昇降用ステップリフトに備える赤色の灯火であって運転者席で点灯できないもの ㉑　運転者席で点灯できない作業灯 ㉒　運転者席において点灯状態であるため走行してはならないことを確認できる装置を備えた作業灯 ㉓　アンサーバック機能を有する灯火 ㉔　走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。） （10）火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火及び補助制動灯は、他の灯火と兼用のものであってはならない。 **7-96-7　従前規定の適用③** 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 48 条第 1 項関係） **7-96-7-1　装備要件** （1）自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し若しくは後方に表示する灯光の色が橙色である灯火で照明部の上縁が地上 2,500㎜ 以下のもの又は灯光の色が赤色である灯火を備えてはならない。 ①　側方灯 ②　尾灯 ③　後部霧灯 ④　駐車灯 ⑤　後部上側端灯 ⑥　制動灯 ⑦　補助制動灯 ⑧　方向指示器 ⑨　補助方向指示器 ⑩　非常点滅表示灯 ⑪　緊急自動車の警光灯 ⑫　火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火 ⑬　旅客自動車運送事業用自動車の地上 2,500㎜ を超える高さの位置に備える後方に表示するための灯火（後部上側端灯を除く。） ⑭　一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車の終車灯 ⑮　一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の空車灯及び料金灯 ⑯　旅客自動車運送事業用自動車の非常灯 ⑰　旅客自動車運送事業用乗合自動車の車椅子昇降用ステップリフトに備える赤

新	旧
	色の灯火であって運転者席で点灯できないもの ⑱　アンサーバック機能を有する灯火 ⑲　走行中に使用しない灯火 (2) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火（いわゆるコーチランプ）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。 ①　番号灯 ②　後退灯 ③　室内照明灯 ④　一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車の方向幕灯及び行先等を連続表示する電光表示器 ⑤　一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の社名表示灯 ⑥　運転者席で点灯できない作業灯 ⑦　運転者席において点灯状態であるため走行してはならないことを確認できる装置を備えた作業灯（走行装置に動力を伝達できる場合にのみ点灯できる構造のものを除く。） ⑧　アンサーバック機能を有する灯火 ⑨　走行中に使用しない灯火 (3) 自動車（一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車を除く。）の前面ガラスの上方には、灯光の色が青紫色である灯火を備えてはならない。 (4) 自動車の前面ガラスの上方には、速度表示装置の速度表示灯と紛らわしい灯火を備えてはならない。 (5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。 この場合において、点滅又は光度の増減を手動によってのみ行うことのできる構造を有する灯火は、「点滅する灯火又は光度が増減する灯火」とされないものとする。 ①　配光可変型前照灯（運転支援プロジェクションを表示する走行用ビームを発することのできる機能を有するものを含む。） ②　側方灯 ③　方向指示器 ④　補助方向指示器 ⑤　非常点滅表示灯 ⑥　緊急自動車の警光灯 ⑦　道路維持作業用自動車の灯火 ⑧　非常灯（旅客自動車運送事業用自動車に備えるもの及び室内照明灯と兼用するものに限る。） ⑨　自主防犯活動用自動車の青色防犯灯 ⑩　アンサーバック機能を有する灯火

新	旧
	(6) 自動車には、次に掲げるものを除き、反射光の色が赤色である反射器であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するものを備えてはならない。 ① 指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物 ② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車の後部に備える白色反射物であって、UN R110-04-S2 の 18.1.8.1.から 18.1.8.3.までに掲げるもの及び UN R134-01 の 7.1.7.に掲げるもの ③ 7-87 の規定により自動車の側面に備える特徴等表示再帰反射材であって、赤色の反射光を前方に表示するもの及び 7-87 の規定により自動車の側面に備える再帰反射材であって、白色の反射光を後方に表示するもの (7) 自動車に備える灯火の直射光（前照灯にあっては、すれ違い用前照灯の直射光）又は反射光は、その自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものであってはならない。 (8) (1) ①から⑦まで及び⑬に掲げる灯火（(1) ①に掲げる灯火にあっては自動車の両側面の後部に備える赤色のものに限り、(1) ④に掲げる灯火にあっては自動車の後面に備えるものに限る。）は、前方を照射し、又は前方に表示するものであってはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた側面に回り込む赤色の照明部を有する後方に表示する灯火と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、「前方を照射し、又は前方に表示するもの」とされないものとする。 (9) 自動車に備える灯火は、次に掲げる灯火を除き、光度が 300cd 以下のものでなければならない。（細目告示第 62 条第 12 項関係、細目告示第 140 条第 12 項関係） ① 前照灯 ② 前部霧灯 ③ 側方照射灯 ④ 側方灯 ⑤ 番号灯 ⑥ 尾灯 ⑦ 後面に備える駐車灯 ⑧ 制動灯 ⑨ 補助制動灯 ⑩ 後退灯 ⑪ 方向指示器 ⑫ 補助方向指示器 ⑬ 非常点滅表示灯 ⑭ 速度表示装置の速度表示灯 ⑮ 室内照明灯 ⑯ 緊急自動車の警光灯 ⑰ 道路維持作業用自動車の灯火

新	旧
	⑱　自主防犯活動用自動車の青色防犯灯 ⑲　火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火 ⑳　旅客自動車運送事業用自動車の非常灯 ㉑　旅客自動車運送事業用乗合自動車の車椅子昇降用ステップリフトに備える赤色の灯火であって運転者席で点灯できないもの ㉒　運転者席で点灯できない作業灯 ㉓　運転者席において点灯状態であるため走行してはならないことを確認できる装置を備えた作業灯 ㉔　アンサーバック機能を有する灯火 ㉕　走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。） （10）火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火及び補助制動灯は、他の灯火と兼用のものであってはならない。
7-97～7-105（略）	**7-97～7-105**（略）
7-105 の 2　車両後退通報装置	**7-105 の 2　車両後退通報装置**
7-105 の 2-1（略）	**7-105 の 2-1**（略）
7-105 の 2-2　性能要件	**7-105 の 2-2　性能要件（書面等による審査）**
7-105 の 2-2-1　視認等による審査 ※7-105 の 2-2-2（1）へ移動	（新設）
（1）車両後退通報装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 145 条の 6 第 1 項及び第 2 項関係）	（1）車両後退通報装置の通報音発生装置は、UN R165-00 の 6.6. に適合するものでなければならない。（細目告示第 145 条の 6 第 1 項関係） （2）車両後退通報装置は、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 145 条の 6 第 2 項関係）
（削除）	①　車両後退通報装置の音の大きさは、細目告示別添 128「車両後退通報装置の通報音の測定方法」により測定した値が、77dB 以上 112dB 以下であること。 この場合において、車両後退通報装置に損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。
（削除）	②　車両後退通報装置は、自動車が後退することを歩行者等に注意喚起するものであり、かつ、サイレン又は鐘でないこと。
①　車両後退通報装置は、当該装置の作動を停止させることができる機能を有さないものであること。 ただし、7-108 に適合する後退時車両直後確認装置を備えた自動車に備える車両後退通報装置にあっては、次に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、当該装置を一時的に停止させることができる機能を有してもよい。 ア　運転者が運転者席においてのみ、車両後退通報装置の作動を停止する操作ができること。 イ　運転者が運転者席において車両後退通報装置が作動しない状態を確認できること。 ウ　始動装置を再度始動させた場合に、その都度、自動で解除されること。	③　車両後退通報装置は、当該装置の作動を停止させることができる機能を有さないものであること。 ただし、7-108 に適合する後退時車両直後確認装置を備えた自動車に備える車両後退通報装置にあっては、次に掲げる基準に適合する場合に限り、当該装置の作動を一時的に停止させることができる機能を有してもよい。 ア　運転者が運転者席において操作できるような位置にあるもの イ　運転者が運転者席において車両後退通報装置が作動しない状態を確認できるもの ウ　原動機の再始動時にその都度、自動で解除されるもの
②　車両後退通報装置の通報音発生装置は、自動車の最後部の車軸中心から自動車の最後端までの間（自動車の最後部の車軸中心から自動車の最後端までの距離が	④　車両後退通報装置は、自動車の最後部の車軸中心から自動車の最後端までの間に取付けられていること。

新	旧
自動車の長さの４分の１を超える場合にあっては、自動車の最後端から自動車の長さの４分の１までの間）に取付けられていること。	
③（略）	⑤（略）
④　車両後退通報装置の通報音発生装置（7-105 の 2-2-2（1）②に適合する装置を除く。）が、完全に覆われていないこと。	（新設）
⑤　車両後退通報装置の機能及び性能等を著しく損なうおそれのある損傷等のないものであること。	（新設）
（2）（1）及び 7-105 の 2-2-2 に適合する車両後退通報装置に加えて音声信号を用いる車両後退通報装置を備える場合にあっては、（1）及び 7-105 の 2-2-2 の規定にかかわらず、次に掲げる要件を満たすものであればよい。	（新設）
①　音声信号によるメッセージ内容は、自動車が後退することを歩行者等に通報するものであること。	
②　音声信号を用いる車両後退通報装置は、自動車の最後部の車軸中心から自動車の最後端までの間（自動車の最後部の車軸中心から自動車の最後端までの距離が自動車の長さの４分の１を超える場合にあっては、自動車の最後端から自動車の長さの４分の１までの間）に取付けられていること。	
7-105 の 2-2-2　書面等による審査	（新設）
（1）車両後退通報装置の通報音発生装置は、次に掲げるいずれかの基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 145 条の６第１項関係）	※7-105 の 2-2-1（1）から移動
①　UN R165-00 の 6. に定める基準	
②　UN R165-00 の 14.（14.3. を除く。）の基準に適合する車両後退通報装置を備える場合であって、車両後退通報装置の機能、性能等を著しく損なうおそれのある損傷のないものであること	
（2）次に掲げる車両後退通報装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、（1）の基準に適合するものとする。（細目告示第 145 条の６第４項関係）	（3）次に掲げる車両後退通報装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、（1）及び（2）の基準に適合するものとする。（細目告示第 145 条の６第４項関係）
①～③（略）	①～③（略）
7-105 の 2-3～7-105 の 2-4（略）	**7-105 の 2-3～7-105 の 2-4**（略）
7-106　後写鏡	**7-106　後写鏡**
7-106-1　装備要件	**7-106-1　装備要件**
自動車（被牽引自動車を除く。）には、後写鏡を備えなければならない。	自動車（被牽引自動車を除く。）には、後写鏡を備えなければならない。
ただし、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し UN R46-06 に適合する後方等確認装置を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、この限りではない。（保安基準第 44 条第１項関係）	ただし、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し UN R46-05 に適合する後方等確認装置を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、この限りではない。（保安基準第 44 条第１項関係）
7-106-2　性能要件	**7-106-2　性能要件**
7-106-2-1（略）	**7-106-2-1**（略）
7-106-2-2　書面等による審査	**7-106-2-2　書面等による審査**
（1）7-106-1 のただし書の自動車に備える後方等確認装置は、運転者の視野、乗車人員等	（1）7-106-1 のただし書の自動車に備える後方等確認装置は、運転者の視野、乗車人員等

新	旧
の保護に係る性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R46-06 の 6.2.（6.2.1.3.を除く。）6.3.（6.3.1.1.中記号取付に係る部分を除く。）及び 16.（16.1.1.、16.1.5.から 16.1.6.、16.2.3.を除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 146 条第 1 項関係） （2）～（5）（略） **7-106-3　取付要件** **7-106-3-1**（略） **7-106-3-2　書面等による審査** （1）7-106-2-2（1）の後方等確認装置は、7-106-2-2（1）に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 44 条第 4 項関係、細目告示第 146 条第 5 項第 1 号関係） ①（略） ②　UN R46-06 の 15.、16.1.1.、16.1.5.から 16.1.6.まで及び 16.2.3.に定める基準に適合すること。 （2）（略） **7-106-4　適用関係の整理** （1）～（5）（略） （6）次に掲げる自動車については、7-106-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第 52 条第 10 項関係） ①　令和 7 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 ②　令和 7 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア　令和 7 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 イ　令和 7 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 7 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と後方等確認装置及び後写鏡による運転者の視野及び乗車人員等の保護に係る性能が同一であるもの ウ　指定自動車等以外の自動車 ③　使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 9 年 8 月 31 日以前のもの **7-106-5～7-106-9**（略） **7-106-10　従前規定の適用⑥** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 52 条第 10 項関係） ①　令和 7 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 ②　令和 7 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア　令和 7 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び	の保護に係る性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R46-05 の 6.2.（6.2.1.3.を除く。）6.3.（6.3.1.1.中記号取付に係る部分を除く。）及び 16.（16.1.1.、16.1.5.から 16.1.6.、16.2.3.を除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 146 条第 1 項関係） （2）～（5）（略） **7-106-3　取付要件** **7-106-3-1**（略） **7-106-3-2　書面等による審査** （1）7-106-2-2（1）の後方等確認装置は、7-106-2-2（1）に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 44 条第 4 項関係、細目告示第 146 条第 5 項第 1 号関係） ①（略） ②　UN R46-05 の 15.、16.1.1.、16.1.5.から 16.1.6.まで及び 16.2.3.に定める基準に適合すること。 （2）（略） **7-106-4　適用関係の整理** （1）～（5）（略） （新設） **7-106-5～7-106-9**（略） （新設）

新	旧
多仕様自動車 イ　令和７年９月１日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和７年８月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と後方等確認装置及び後写鏡による運転者の視野及び乗車人員等の保護に係る性能が同一であるもの ウ　指定自動車等以外の自動車 ③　使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和９年８月 31 日以前のもの **7-106-10-1　装備要件** 自動車（被牽引自動車を除く。）には、後写鏡を備えなければならない。 ただし、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し UN R46-05-S1 に適合する後方等確認装置を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、この限りではない。 **7-106-10-2　性能要件** **7-106-10-2-1　視認等による審査** 7-106-2-1 に同じ。 **7-106-10-2-2　書面等による審査** (1) 7-106-10-1 のただし書の自動車に備える後方等確認装置は、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R46-05-S1 の 6.2.（6.2.1.3.を除く。）6.3.（6.3.1.1.中記号取付に係る部分を除く。）及び 16.（16.1.1.、16.1.5.から 16.1.6.、16.2.3.を除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。 (2) 車室内に備える後写鏡にあっては、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 80「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、ハンドルバー方式のかじ取装置を備える三輪自動車（車室を有しないもの及び車室を有するものであって運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものに限る。）、大型特殊自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車、普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）及び乗車定員 11 人以上の自動車に備えるものについては、適用しない。 (3) 次に掲げる後方等確認装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。 ①　指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置 ②　法第 75 条の２第１項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置 ③　法第 75 条の３第１項の規定に基づく装置の指定を受けた後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置	

新	旧
(4) 次に掲げる後写鏡であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(2)の基準に適合するものとする。 ① 指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡 ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置 ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置 (5) 欧州連合指令 71/127/EEC、欧州連合指令 79/795/EEC、欧州連合指令 85/205/EEC、欧州連合指令 86/562/EEC、欧州連合指令 88/321/EEC、FMVSS 111 又は CMVSS 111 に適合する後写鏡及び後写鏡取付装置は、(4) ③に定める「これに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置」とする。 **7-106-10-3　取付要件** **7-106-10-3-1　視認等による審査** 7-106-3-1 に同じ。 **7-106-10-3-2　書面等による審査** (1) 7-106-10-2-2 (1) の後方等確認装置は、7-106-10-2-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 ① 走行中の振動により著しくその機能を損なわないよう取付けられたものであること。 ② UN R46-05-S1 の 15.、16.1.1.、16.1.5. から 16.1.6. まで及び 16.2.3. に定める基準に適合すること。 (2) 次に掲げる後方等確認装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。 ① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置 ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置 ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置 **7-107　直前及び側方の視界** **7-107-1　装備要件** 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）	**7-107　直前及び側方の視界** **7-107-1　装備要件** 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）

新	旧
には、運転者が運転者席において、次に掲げる障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。 ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接又は後写鏡若しくは後方等確認装置により確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第 44 条第 5 項関係、細目告示第 146 条第 8 項関係、適用関係告示第 52 条第 12 項第 13 項関係) (1) ～ (3) (略) **7-107-2～7-107-7** (略) **7-108～7-123** (略) **7-124　最大積載量** (1) (略) (2) 最大積載量の算定については、次により行うものとする。(細目告示第 81 条第 2 項第 1 号関係、細目告示第 159 条第 2 項第 1 号関係) ① (略) ② 乗用自動車又は乗合自動車から貨物自動車に用途の変更を行う場合の最大積載量の算定(特種用途自動車に最大積載量を指定する場合を含む。)については、①アによるほか、次により行うものとする。 ア～イ (略) ウ COC ペーパーにより車両総重量及び軸重の許容限度が明確な自動車にあっては、当該許容限度を超えない範囲で指定する。 エ～カ (略) ③ 次に掲げる牽引自動車については、7-5-1 (1) の括弧書きを適用せずに、最大積載量を指定することができる。 ア～イ (略) ④ (略) (3) ～ (11) (略) **7-125** (略) **第 8 章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査(改造等による変更のない使用過程車)** **8-1～8-24** (略) **8-25　高圧ガスの燃料装置** **8-25-1　性能要件** **8-25-1-1　視認等による審査** (1) ～ (4) (略) (5) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、被牽引自動車及び容器保安規則第 26 条第 1 項の規定が適用されるガス容器を燃料装置として備える自動車を除く。)の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するも	には、運転者が運転者席において、次に掲げる障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。 ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接又は後写鏡若しくは後方等確認装置により確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第 44 条第 5 項関係、細目告示第 146 条第 8 項関係、適用関係告示第 52 条第 11 項第 12 項関係) (1) ～ (3) (略) **7-107-2～7-107-7** (略) **7-108～7-123** (略) **7-124　最大積載量** (1) (略) (2) 最大積載量の算定については、次により行うものとする。(細目告示第 81 条第 2 項第 1 号関係、細目告示第 159 条第 2 項第 1 号関係) ① (略) ② 乗用自動車又は乗合自動車から貨物自動車に用途の変更を行う場合の最大積載量の算定(特種用途自動車に最大積載量を指定する場合を含む。)については、①アによるほか、次により行うものとする。 ア～イ (略) ウ 欧州経済共同体指令に基づき自動車製作者が発行する完成車の適合証明書により車両総重量及び軸重の許容限度が明確な自動車にあっては、当該許容限度を超えない範囲で指定する。 エ～カ (略) ③ 次に掲げる牽引自動車については、7-5-1 (1) (7-5-5-1 (1)) の括弧書きを適用せずに、最大積載量を指定することができる。 ア～イ (略) ④ (略) (3) ～ (11) (略) **7-125** (略) **第 8 章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査(改造等による変更のない使用過程車)** **8-1～8-24** (略) **8-25　高圧ガスの燃料装置** **8-25-1　性能要件** **8-25-1-1　視認等による審査** (1) ～ (4) (略) (5) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、被牽引自動車及び容器保安規則第 26 条第 1 項の規定が適用されるガス容器を燃料装置として備える自動車を除く。)の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するも

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
のでなければならない。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 5 項関係)
①～③（略）
④　次の表の左欄に掲げる自動車には、同表中欄に掲げる表示位置の同表右欄に定める表示を備えること。
<table>
<tr><th>自動車の種別</th><th>表示位置</th><th>表示</th></tr>
<tr><td>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの</td><td>自動車の前面、運転者席並びに助手席それぞれのドア外側附近（運転者席又は助手席のドアを有しない自動車のうち、ドアを有しない側面にあっては、自動車の前端から当該自動車の長さの 3 分の 1 以内）及び後面</td><td rowspan="2">

〈備考〉
1.　色彩は、枠線、文字及び記号を白色、かつ、反射するものとし、地を緑色とする。
2.　寸法は、幅は 110mm 以上、高さは 80mm 以上とする。</td></tr>
<tr><td>貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの</td><td>自動車の前面及び運転者席並びに助手席それぞれのドア外側附則（運転者席又は助手席のドアを有しない自動車のうち、ドアを有しない側面にあっては、自動車の前端から当該自動車の長さの 3 分の 1 以内）</td></tr>
</table>
（削除）※表示欄に移動
</td><td>
のでなければならない。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 5 項関係)
①～③（略）
④　専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t を超える自動車にあっては、自動車の前面、運転者席並びに助手席それぞれのドア外側付近（運転者席又は助手席のドアを有しない自動車のうち、ドアを有しない側面にあっては、自動車の前端から当該自動車の長さの 3 分の 1 以内）に次の表示を備えること。
〔表示〕
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
⑤～⑦（略）
(6) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条第 1 項、細目告示第 176 条第 6 項関係）
①～③（略）
④ 次の表の左欄に掲げる自動車には、同表中欄に掲げる表示位置に同表右欄に定める表示を備えること。
<table>
<tr><th>自動車の種別</th><th>表示位置</th><th>表示</th></tr>
<tr><td>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの</td><td>自動車の前面、運転者席並びに助手席それぞれのドア外側附近（運転者席又は助手席のドアを有しない自動車のうち、ドアを有しない側面にあっては、自動車の前端から当該自動車の長さの 3 分の 1 以内）及び後面</td><td rowspan="2">

〈備考〉
1. 色彩は、枠線、文字及び記号を緑</td></tr>
<tr><td>貨物の運送の用に供</td><td>自動車の前面及び運</td></tr>
</table>
</td><td>

備考
（1）色彩は、枠線、文字及び記号を白色、かつ、反射するものとし、地を緑色とする。
（2）寸法は、幅は 110mm 以上、高さは 80mm 以上とする。
⑤～⑦（略）
(6) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 6 項関係）
①～③（略）
④ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t を超える自動車にあっては、自動車の前面、運転者席並びに助手席それぞれのドア外側付近（運転者席又は助手席のドアを有しない自動車のうち、ドアを有しない側面にあっては、自動車の前端から当該自動車の長さの 3 分の 1 以内）に次の表示を備えること。
〔表示〕
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td>する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの</td><td>転者席並びに助手席それぞれのドア外側附近（運転者席又は助手席のドアを有しない自動車のうち、ドアを有しない側面にあっては、自動車の前端から当該自動車の長さの 3 分の 1 以内）</td><td>色、かつ、反射するものとし、地を白色とする。
2.　寸法は、幅は 110mm 以上、高さは 80mm 以上とする。</td></tr>
</table>
（削除）※表示欄に移動

⑤～⑦（略）
8-25-1-2（略）
8-25-2～8-25-4（略）
8-26～8-31（略）

8-32　ポールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能
8-32-1　性能要件（視認等による審査）
（1）自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の側面のうち運転者席側の一部がポールとの衝突等により変形を生じた場合において、運転者席の乗車人員に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造でなければならない。（保安基準第 18 条第 5 項関係、細目告示第 178 条第 11 項及び第 12 項関係）
①（略）
②　貨物の運送の用に供する自動車であって次のいずれにも該当するもの
ア　前車軸中心と運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22°以上のもの
（参考図（ポールとの側面衝突の適用対象））（略）
</td><td>

備考
（1）色彩は、枠線、文字及び記号を緑色、かつ、反射するものとし、地を白色とする。
（2）寸法は、幅は 110mm 以上、高さは 80mm 以上とする。
⑤～⑦（略）
8-25-1-2（略）
8-25-2～8-25-4（略）
8-26～8-31（略）

8-32　ポールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能
8-32-1　性能要件（視認等による審査）
（1）自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の側面のうち運転者席側の一部がポールとの衝突等により変形を生じた場合において、運転者席の乗車人員に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造でなければならない。（保安基準第 18 条第 5 項関係、細目告示第 178 条第 11 項及び第 12 項関係）
①（略）
②　貨物の運送の用に供する自動車であって次のいずれにも該当しないもの
ア　前車軸中心と運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22°より小さいもの
（参考図（ポールとの側面衝突の適用対象））（略）
</td></tr>
</table>

新	旧
イ　運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離と運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の比が 1.30 以上のもの （参考図（ポールとの側面衝突の適用対象））（略） ③（略） ④　①から③までの自動車の形状に類する自動車 ⑤～⑨（略） （2）（略） **8-32-2～8-32-7**（略） **8-33～8-45**（略） **8-46　頭部後傾抑止装置等** **8-46-1　装備要件** 自動車（車両総重量が 3.5t を超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以下のものを除く。）、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の座席（8-42-1（1）アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。）のうち運転者席及びこれと並列の座席には、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部の過度の後傾を有効に抑止し、かつ、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、構造等に関し、8-46-2 の基準に適合する頭部後傾抑止装置を備えなければならない。 ただし、当該座席自体が当該装置と同等の性能を有するものであるときは、この限りでない。（保安基準第 22 条の 4 第 1 項及び第 2 項関係） **8-46-2～8-46-4**（略） **8-47～8-95**（略） **8-96　その他の灯火等の制限** **8-96-1　装備要件** 自動車には、8-65 から 8-95 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。 なお、車室外乗降支援灯及びアンサーバック機能を有する灯火については、視認等によりその作動状況の確認ができない場合は審査を省略することができる。（保安基準第 42 条関係、細目告示第 62 条第 1 項関係、細目告示第 140 条第 1 項関係） （1）自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し若しくは後方に表示する灯光の色が橙色である灯火で照明部の上縁が地上 2,500㎜以下のもの又は灯光の色が赤色である灯火を備えてはならない。（細目告示第 218 条第 1 項、適用関係告示第 48 条第 1 項、第 2 項関係） ①～㉕（略） 【適用関係の整理】 ◇昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、①は適用しない。	イ　運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離と運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の比が 1.30 未満のもの （参考図（ポールとの側面衝突の適用対象））（略） ③（略） ④　①から③の自動車の形状に類する自動車 ⑤～⑨（略） （2）（略） **8-32-2～8-32-7**（略） **8-33～8-45**（略） **8-46　頭部後傾抑止装置等** **8-46-1　装備要件** 自動車（車両総重量が 3.5t を超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以下のものを除く。）、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の座席（8-42-1（1）アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。）のうち運転者席及びこれと並列の座席には、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部の過度の後傾を有効に抑止し、かつ、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、構造等に関し、8-46-2 の基準に適合する頭部後傾抑止装置を備えなければならない。 ただし、当該座席自体が当該装置と同等の性能を有するものであるときは、この限りでない。（保安基準第 22 条の 4 関係） **8-46-2～8-46-4**（略） **8-47～8-95**（略） **8-96　その他の灯火等の制限** **8-96-1　装備要件** 自動車には、8-65 から 8-95 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。 なお、車室外乗降支援灯及びアンサーバック機能を有する灯火については、視認等によりその作動状況の確認ができない場合は審査を省略することができる。（保安基準第 42 条関係、細目告示第 62 条第 1 項関係、細目告示第 140 条第 1 項関係） （1）自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し若しくは後方に表示する灯光の色が橙色である灯火で照明部の上縁が地上 2,500㎜以下のもの又は灯光の色が赤色である灯火を備えてはならない。（細目告示第 218 条第 1 項関係） ①～㉕（略） （新設）

新	旧
◇平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、㉔は適用しない。	
(2) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火（いわゆるコーチランプ）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。（細目告示第 218 条第 3 項、適用関係告示第 48 条第 1 項関係） ①～⑫（略）	(2) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火（いわゆるコーチランプ）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。（細目告示第 218 条第 3 項関係） ①～⑫（略）
【適用関係の整理】 ◇平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、⑪は適用しない。	（新設）
(3) ～ (4)（略）	(3) ～ (4)（略）
(5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。（細目告示第 218 条第 6 項、適用関係告示第 48 条第 1 項、第 2 項関係） ①～㉕（略）	(5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。（細目告示第 218 条第 6 項） ①～㉕（略）
【適用関係の整理】 ◇昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、④は適用しない。 ◇平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、㉕は適用しない。	（新設）
(6) 自動車（緊急自動車を除く。）には、次に掲げる灯火と連動して作動する灯火（8-65 から 8-95 までに規定するものを除く。）及び次に掲げる灯火以外の灯火であって、自動車が右左折、進路の変更、加速、減速、停止その他の動作を行うとする旨を他の交通に対し指示することを目的としたものを備えてはならない。（細目告示第 218 条第 7 項、適用関係告示第 48 条第 1 項関係） ①～⑨（略）	(6) 自動車（緊急自動車を除く。）には、次に掲げる灯火と連動して作動する灯火（8-65 から 8-95 までに規定するものを除く。）及び次に掲げる灯火以外の灯火であって、自動車が右左折、進路の変更、加速、減速、停止その他の動作を行うとする旨を他の交通に対し指示することを目的としたものを備えてはならない。（細目告示第 218 条第 7 項関係） ①～⑨（略）
【適用関係の整理】 ◇平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、(6) は適用しない。	（新設）
(7)（略）	(7)（略）
(8) 自動車には、8-65 から 8-95 までに規定する灯火の性能を損なうおそれのある灯火及び反射器を備えてはならない（細目告示第 218 条第 9 項、適用関係告示第 48 条第 1 項関係） 【適用関係の整理】 ◇平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、(8) は適用しない。	(8) 自動車には、8-65 から 8-95 までに規定する灯火の性能を損なうおそれのある灯火及び反射器を備えてはならない（細目告示第 218 条第 9 項） （新設）
(9)（略）	(9)（略）
(10) 自動車に備える次に掲げる灯火は、前方を照射し、又は前方に表示するものであってはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた側面に回り込む赤色の照明部を有する後方に表示する灯火と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、この基準に適合するものとする。（細目告示第 218 条第 9 項、適用関係告示第 48 条第 2 項関係）	(10) (1) ②から⑦まで及び⑮に掲げる灯火（(1) ④に掲げる灯火にあっては自動車の後面に備えるものに限る。）は、前方を照射し、又は前方に表示するものであってはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた側面に回り込む赤色の照明部を有する後方に表示する灯火と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、この基準に適合するものとする。（細目告示第 218 条第 9 項関係）

新	旧
① 側方灯（両側面の後部に備える赤色のものに限る。）	（新設）
② 尾灯	（新設）
③ 後部霧灯	（新設）
④ 駐車灯（後面に備えるものに限る。）	（新設）
⑤ 後部上側端灯	（新設）
⑥ 制動灯	（新設）
⑦ 補助制動灯	（新設）
⑧ 旅客自動車運送事業用自動車の地上2,500㎜を超える高さの位置に備える後方に表示するための灯火（後部上側端灯を除く。）	（新設）
【適用関係の整理】 ◇昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、（10）は適用しない。 ◇昭和50年11月30日以前に製作された自動車については、①は適用しない。	（新設）
（11）自動車に備える灯火は、次に掲げる灯火を除き、光度が300cd以下のものでなければならない。（細目告示第218条第12項、適用関係告示第48条第1項、第2項関係） ①～㉛（略） ㉜ 尾灯 ㉝ 補助制動灯	（11）自動車に備える灯火は、次に掲げる灯火を除き、光度が300cd以下のものでなければならない。（細目告示第62条第12項関係、細目告示第140条第12項関係） ①～㉛（略） （新設） （新設） （新設）
【適用関係の整理】 ◇昭和50年11月30日以前に製作された自動車については、⑤は適用しない。 ◇平成17年12月31日以前に製作された自動車については、㉙及び㉛は適用しない。 ◇平成18年1月1日以降に製作された自動車については、㉜及び㉝は適用しない。	
（12）（略）	（12）（略）
（13）車室外乗降支援灯は次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第218条第14項、適用関係告示第48条第1項関係） ① 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）に備える車室外乗降支援灯は、次に掲げる全ての基準に適合するものであること。 ア～キ（略） ②（略）	（13）車室外乗降支援灯は次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示218条第14項関係） ① 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）に備える車室外乗降支援灯にあっては、次に掲げる全ての基準に適合するものであること。 ア～キ（略） ②（略）
【適用関係の整理】 ◇平成17年12月31日以前に製作された自動車については、（13）は適用しない。	（新設）
（14）アンサーバック機能を有する灯火は次に掲げる全ての基準に適合するものでなければならない。 ただし、指定自動車等に備えられたアンサーバック機能を有する灯火と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、この基準に適合するものとする。（細	（14）アンサーバック機能を有する灯火は次に掲げる全ての基準に適合するものでなければならない。 ただし、指定自動車等に備えられたアンサーバック機能を有する灯火と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、この基準に適合するものとする。（細

新	旧
目告示第 218 条第 15 項、適用関係告示第 48 条第 1 項関係） ①～③（略） 【適用関係の整理】 ◇平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、(14) は適用しない。 **8-96-2～8-96-4**（略） **8-97～8-105 の 2**（略） **8-106　後写鏡** **8-106-1　装備要件** 自動車（被牽引自動車を除く。）には、後写鏡を備えなければならない。 ただし、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し UN R46-06 に適合する後方等確認装置を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、この限りではない。（保安基準第 44 条第 1 項関係） **8-106-2　性能要件（視認等による審査）** (1) 8-106-1 のただし書の自動車に備える後方等確認装置は、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、UN R46-06（15.2.4.5.及び 15.2.4.6.に限る。）の規定が適用される後方等確認装置にあっては①から④までの基準に適合するものであればよい。（保安基準第 44 条第 1 項、細目告示第 224 条第 1 項関係） ①～⑤（略） (2) ～ (6)（略） **8-106-3～8-106-4**（略） **8-107　直前及び側方の視界** **8-107-1　装備要件** 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運転者が運転者席において、次に掲げる障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。 ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接又は後写鏡若しくは後方等確認装置により確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 44 条第 5 項関係、細目告示第 224 条第 8 項関係、適用関係告示第 52 条第 12 項第 13 項関係） (1) ～ (3)（略） **8-107-2～8-107-7**（略） **8-108～8-125**（略） **第 9 章　テスタ等による機能維持確認** **9-1～9-13**（略）	目告示第 218 条第 15 項関係） ①～③（略） （新設） **8-96-2～8-96-4**（略） **8-97～8-105 の 2**（略） **8-106　後写鏡** **8-106-1　装備要件** 自動車（被牽引自動車を除く。）には、後写鏡を備えなければならない。 ただし、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し UN R46-05 に適合する後方等確認装置を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、この限りではない。（保安基準第 44 条第 1 項関係） **8-106-2　性能要件（視認等による審査）** (1) 8-106-1 のただし書の自動車に備える後方等確認装置は、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、UN R46-05（15.2.4.5.及び 15.2.4.6.に限る。）の規定が適用される後方等確認装置にあっては①から④までの基準に適合するものであればよい。（保安基準第 44 条第 1 項、細目告示第 224 条第 1 項関係） ①～⑤（略） (2) ～ (6)（略） **8-106-3～8-106-4**（略） **8-107　直前及び側方の視界** **8-107-1　装備要件** 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運転者が運転者席において、次に掲げる障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。 ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接又は後写鏡若しくは後方等確認装置により確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 44 条第 5 項関係、細目告示第 224 条第 8 項関係、適用関係告示第 52 条第 11 項第 12 項関係） (1) ～ (3)（略） **8-107-2～8-107-7**（略） **8-108～8-125**（略） **第 9 章　テスタ等による機能維持確認** **9-1～9-13**（略）

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>

9-14　車両後退通報装置の通報音の大きさ（騒音計等）

（保安基準第 43 条の 10、細目告示第 67 条の 6 第 3 項、細目告示第 145 条第 3 項、第 223 条第 3 項関係）

(1) 次表に掲げる自動車に備える車両後退通報装置（音声信号を用いる車両後退通報装置を備える場合に限る。）は、通報音を発生することにより歩行者に自動車が後退する旨を通報することができるものとして音色、音量等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、音声信号を用いる車両後退通報装置と音声信号を用いる車両後退通報装置以外の車両後退通報装置の音の大きさの和は、自動車の後方 1m の位置において 92dB 以下でなければならない。

<table>
<tr><td colspan="2">対象</td><td>・自動車</td></tr>
<tr><td></td><td>除外</td><td>・専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車
・専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの
・貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車
・上記 3 項目の自動車の形状に類する自動車
・二輪自動車
・側車付二輪自動車
・三輪自動車
・大型特殊自動車
・被牽引自動車</td></tr>
</table>

(2) 音声信号を用いる車両後退通報装置の音の大きさが 92dB を超えるおそれがあるときは、騒音計等を用いて次により計測するものとする。

① 騒音計等は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に校正を行う。

② マイクロホンは、車両中心線に平行かつ水平に自動車に向けて次に掲げる位置に設置する。

ア 車両中心線上から左右方向 0.15m のいずれかの位置

イ 自動車の後端から当該自動車の後方 1m±0.1m の位置

ウ 地上 0.45m から 1.55m までの高さにおけるいずれかの位置

③ 聴感補正回路は A 特性とする。

④ 指示機構の動特性は「速い動特性（FAST)」とする。

⑤ 次に掲げるいずれかの方法により電圧を供給するものとする。

ア 原動機を停止させた状態で、当該自動車のバッテリから供給する方法

イ 原動機を暖機し、かつ、アイドリング運転している状態で、当該自動車のバッテリから供給する方法

⑥ 計測場所は、概ね平坦で、周囲からの反射音による影響を受けない場所とする。

⑦ UN R165-00 の 2.1.1. 又は 2.1.4. に定義される車両後退通報装置に加えて備える車両後退通報装置は UN R165-00 の 2.3. の状態で測定するものとする。

⑧ 計測値の取扱いは、次のとおりとする。

ア 計測はマイクロホンの位置を変更せずに 2 回行い、1dB 未満は切り捨てるものとする。

</td><td>（新設）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
イ　2回の計測値の差が2dBを超える場合には、計測値を無効とする。
ただし、いずれの計測値も92dBを超える場合には有効とする。
ウ　2回の計測値（エにより補正した場合には、補正後の値）の平均を音の大きさとする。
エ　計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差が3dB以上10dB未満の場合には計測値から次表の補正値を控除するものとし、3dB未満の場合には計測値を無効とする。
（単位：dB）
<table>
<tr><td>計測の対象とする音の大きさと暗騒音の差</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr>
<tr><td>補正値</td><td>3</td><td colspan="2">2</td><td colspan="4">1</td></tr>
</table>
第10章～第11章（略）
別表1～別表9（略）
様式1～様式16（略）
別添1（略）
別添2（4-13関係）
新規検査等提出書面審査要領
1.～3.（略）
4.　事前届出対象自動車
本則1-3で規定する事前届出対象自動車は、次に掲げるものをいう。
（1）技術基準等の審査を要する自動車（個別届出自動車）
新規検査又は予備検査（法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）の申請を行う指定自動車等であって、当該自動車の構造・装置を変更することにより、変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が技術基準等（次表に掲げるものに限る。）に適合しているかどうかを、書面により改めて審査する必要があると認める自動車をいう。
ただし、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）を除く。
また、次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれの変更に係る技術基準等の審査を要しない。
①～⑧（略）
⑨　UN R165の6.の規定に適合する車両後退通報装置の通報音発生装置が備えられており、認証を受けた状態から当該装置を交換していないものであって、本則6-105の2-2（2）②アからエまでの基準及び③に掲げる条件に適合するよう取付けられ、かつ、車両後退通報装置の取付状態確認書（第6-5号様式）の提出により当該様式に掲げる全ての項目を確認できた場合
</td><td>
第10章～第11章（略）
別表1～別表9（略）
様式1～様式16（略）
別添1（略）
別添2（4-13関係）
新規検査等提出書面審査要領
1.～3.（略）
4.　事前届出対象自動車
本則1-3で規定する事前届出対象自動車は、次に掲げるものをいう。
（1）技術基準等の審査を要する自動車（個別届出自動車）
新規検査又は予備検査（法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）の申請を行う指定自動車等であって、当該自動車の構造・装置を変更することにより、変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が技術基準等（次表に掲げるものに限る。）に適合しているかどうかを、書面により改めて審査する必要があると認める自動車をいう。
ただし、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）を除く。
また、次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれの変更に係る技術基準等の審査を要しない。
①～⑧（略）
（新設）
</td></tr>
</table>

新

⑩（略）

（2）～（5）（略）

5.　様式等の適用

適用する附則に応じて、次表に定める様式等を用いるものとする。

	附則 1	附則 2	附則 3	附則 4
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第 6-5 号様式 車両後退通報装置の取付状態確認書	※2	※3	―	―
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

注 1～注 2（略）

注 3：※2 は、車両後退通報装置の取付位置又は周辺構造が、認証を受けた状態から UN R165 の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印、それ以外の場合は－印とする。

注 4：※3 は、車両後退通報装置の取付位置又は周辺構造が、認証を受けた状態から UN R165 の基準適合性に影響のある変更があり、技術基準等への適合性を証する書面として用いる場合は○印、それ以外の場合は－印とする。

附則 1

当日提出書面の審査
（事前届出対象自動車以外の自動車）

1.～2.（略）

3.　届出書等

3.1.　新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料

本則 4-13-1（2）で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。

区分		乗用	貨物	その他
（略）		（略）	（略）	（略）
添付資料	諸元表又は車両諸元要目表	※1	※1	※1
	「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領」に定める別記様式	※2	※2	※2
	（略）	（略）	（略）	（略）
	施行規則第 36 条第 5 項に規定する書面（騒音規制）	※3	※3	※3
	施行規則第 36 条第 6 項に規定する書面（排出ガス規制）	※4	※4	※4
	（略）	（略）	（略）	（略）
	灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書	※5	※5	※5
	灯火器等の取付装置の技術基準等適	※6	※6	※6

旧

⑨（略）

（2）～（5）（略）

5.　様式等の適用

適用する附則に応じて、次表に定める様式等を用いるものとする。

	附則 1	附則 2	附則 3	附則 4
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

注 1～注 2（略）

（新設）

（新設）

附則 1

当日提出書面の審査
（事前届出対象自動車以外の自動車）

1.～2.（略）

3.　届出書等

3.1.　新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料

本則 4-13-1（2）で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。

区分		乗用	貨物	その他
（略）		（略）	（略）	（略）
添付資料	諸元表又は車両諸元要目表	○	○	○
	「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領」に定める別記様式	※1	※1	※1
	（略）	（略）	（略）	（略）
	施行規則第 36 条第 5 項に規定する書面（騒音規制）	※2	※2	※2
	施行規則第 36 条第 6 項に規定する書面（排出ガス規制）	※3	※3	※3
	（略）	（略）	（略）	（略）
	灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書	※4	※4	※4
	灯火器等の取付装置の技術基準等適	※5	※5	※5

新				
	合確認書			
	後退時車両直後確認装置の取付確認書	※7	※7	※7
	後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書	※8	※8	※8
	車両後退通報装置の取付状態確認書	※9	※9	※9
	（略）	（略）	（略）	（略）
	ガス容器等再試験結果証明書	※10	※10	※10
	（略）	（略）	（略）	（略）

備考　（1）～（2）（略）

（3）※1は、完成検査終了証の提示があるもの（原動機の最高出力及び最高出力時の回転数に変更があるものを除く。）は－印、それ以外の自動車は○印とする。

（4）※2は、多仕様自動車は○印、それ以外の自動車は－印とする。

（5）※3は、被牽引自動車は－印、それ以外の自動車は○印とする。

（6）※4は、内燃機関を原動機とする自動車は○印、それ以外の自動車は－印とする。

（7）※5は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印（理事長が指定する事業者が提出する場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。

この場合において、多仕様自動車以外の自動車にあっては、技術基準等適合証明書又は灯火器等の取付位置の技術基準等適合確認書の提出をもって代えることができる。

（8）※6は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」、細目告示別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又はUN R53「二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則」の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印（技術基準等適合証明書又は灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書が提出されない場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。

この場合において、多仕様自動車以外の自動車にあっては、灯火器等の取付位置の技術基準等適合宣言書の提出をもって代えることができる。

（9）※7は、自動車型式認証実施要領、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領又は輸入自動車特別取扱要領に基づき、自動車製作者等が後退時車両直後確認装置（カメラ及び画像表示装置に限る。）の取付範囲

旧				
	合確認書			
	後退時車両直後確認装置の取付確認書	※6	※6	※6
	後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書	※7	※7	※7
	（新設）	※9	※9	※9
	（略）	（略）	（略）	（略）
	ガス容器等再試験結果証明書	※8	※8	※8
	（略）	（略）	（略）	（略）

備考　（1）～（2）（略）

（新設）

（3）※1は、多仕様自動車は○印、それ以外の自動車は－印とする。

（4）※2は、被牽引自動車は－印、それ以外の自動車は○印とする。

（5）※3は、内燃機関を原動機とする自動車は○印、それ以外の自動車は－印とする。

（6）※4は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印（理事長が指定する事業者が提出する場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。

この場合において、多仕様自動車以外の自動車にあっては、技術基準等適合証明書又は灯火器等の取付位置の技術基準等適合確認書の提出をもって代えることができる。

（7）※5は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」、細目告示別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又はUN R53「二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則」の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印（技術基準等適合証明書又は灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書が提出されない場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。

この場合において、多仕様自動車以外の自動車にあっては、灯火器等の取付位置の技術基準等適合宣言書の提出をもって代えることができる。

（8）※6は、自動車型式認証実施要領、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領又は輸入自動車特別取扱要領に基づき、自動車製作者等が後退時車両直後確認装置（カメラ及び画像表示装置に限る。）の取付範囲

新	旧
を指定した自動車であって、装置に変更がなく、かつ、指定された範囲内に後退時車両直後確認装置を取付けた場合は○印、それ以外の場合には－印とする。	を指定した自動車であって、装置に変更がなく、かつ、指定された範囲内に後退時車両直後確認装置を取付けた場合は○印（技術基準等適合証明書が提出されない場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。
（10）※8は、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた後方視界看視装置を本則6-108-2（2）①から⑦までの基準に適合するよう取付けた場合は○印、それ以外の場合には－印とする。	（9）※7は、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた後方視界看視装置を本則6-108-2（2）①から⑦までの基準に適合するよう取付けた場合は○印（技術基準等適合証明書が提出されない場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。
（11）※9は、車両後退通報装置の取付位置又は周辺構造が、認証を受けた状態からUN R165の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印、それ以外の場合は－印とする。	（新設）
（12）※10は、圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）にあっては○印、その他の自動車にあっては－印とする。	（10）※8は、圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）にあっては○印、その他の自動車にあっては－印とする。
（13）～（19）（略）	（11）～（17）（略）
3.2. （略）	**3.2.** （略）
4.　届出書等の記載要領等	**4.　届出書等の記載要領等**
4.1.　新規検査等届出書（第1号様式（その1））	**4.1.　新規検査等届出書（第1号様式（その1））**
（1）「新規検査・予備検査・構造等変更検査」欄は、検査の種別に応じて○印が付されていること。	（1）「新規検査・予備検査・構造等変更検査」欄は、検査の種別に応じて、新規検査又は予備検査に○印が付されていること。
（2）（略）	（2）（略）
（3）「型式・類別区分番号」欄の類別区分番号は、自動車製作者が出荷した時点の類別区分番号が記載されていること。 この場合において、牽引自動車にあっては、類別区分番号及び整理番号（諸元表又は構造・装置の概要説明書中の「組合せ可能な牽引自動車又は被牽引自動車の車名及び型式一覧表」若しくは構造・装置の概要説明書中の「けん引自動車の仕様説明」の提出がある場合に限る。）が記載されていること。 ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。 ①　指定自動車等であって、型式内の車両仕様記号により当該自動車の仕様が特定できる資料を添付のうえ、識別表示ラベル等により明確に確認できるものは、類別区分番号に代えてその車両仕様記号を記載するもの ②　新型届出自動車であって、自動車製作者が出荷した時点の類別区分番号に代えて基本となる諸元表の類別区分番号を記載するもの ③（略）	（3）「型式・類別区分番号」欄の類別区分番号は、自動車製作者が出荷した時点の類別区分番号が記載されていること。 この場合において、牽引自動車にあっては、類別区分番号及び整理番号（諸元表又は構造・装置の概要説明書中の「組合せ可能な牽引自動車又は被牽引自動車の車名及び型式一覧表」の提出がある場合に限る。）が記載されていること。 ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。 ①　指定自動車等であって、型式内の車両仕様記号により当該自動車の仕様が特定できる資料を添付のうえ、識別表示ラベル等により明確に確認できるものは、類別（類別区分番号）に代えてその車両仕様記号を記載するもの ②　新型届出自動車であって、自動車製作者が出荷した時点の類別に代えて基本となる諸元表の類別を記載するもの ③（略）
（4）～（8）（略）	（4）～（8）（略）
（9）次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれに定める内容が「その他」欄に記載されていること。 ①～⑨（略） ⑩　本則6-105の2-1の規定の適用により車両後退通報装置を備えなければならない自動車は、次に掲げる内容が記載されていること。 ア　車両後退通報装置の作動を停止する機能を有する場合には、その旨	（9）次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれに定める内容が「その他」欄に記載されていること。 ①～⑨（略） （新設）

新	旧
イ　音声信号を用いる車両後退通報装置を有する場合には、音声信号のメッセージ内容、音の大きさの和及び取付位置（取付位置が確認できる図面等が添付されている場合は取付位置の記載を省略することができるものとする。） （10）～（11）（略） **4.2.　新規検査等届出書（第１号様式（その2））** （1）（略） （2）「車体の塗色」及び「消音器・原動機等の改造　有・無」欄の記載は任意とする。 （3）～（5）（略） （6）「最大安定傾斜角度」欄の記載は、整数位（小数第１位切り捨て）までの値を記載すること。 （7）～（8）（略） **4.3.**（略） **4.4.　諸元表又は車両諸元要目表** 当該自動車の諸元表又は車両諸元要目表が添付され、自動車諸元が確認できるものであること。 ①～③（略） **4.5.**（略） **4.6.　外観図** 外観の形状及び寸法（長さ、幅及び高さ）が明確に確認できる外観図又は写真であること。 ただし、次に掲げる自動車については、外観図又は写真の提出を省略することができる。 ①～⑥（略） **4.7.　重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する書面** 重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する内容が記載されており、基準に適合していることが確認できるものであること。 ただし、次のいずれかに該当する自動車にあっては、重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する書面の提出を省略することができる。 ①～②（略） **4.8.～4.10.**（略） **4.11.　技術基準等への適合性を証する書面** 新規検査等届出書（第１号様式（その1））の「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄に記載された変更部分及び変更により影響を及ぼす部分について、技術基準等に適合していることが確認できるものであること。 なお、書面等による審査は、次の書面により行うものとする。 ①～②（略） **4.12.～4.15.**（略） **4.16.　車両後退通報装置の取付状態確認書（第6-5号様式）**	（10）～（11）（略） **4.2.　新規検査等届出書（第１号様式（その2））** （1）（略） （2）「車体の塗色」、「有効期限」及び「消音器・原動機等の改造　有・無」欄の記載は任意とする。 （3）～（5）（略） （新設） （6）～（7）（略） **4.3.**（略） **4.4.　諸元表又は車両諸元要目表** 当該自動車の諸元表又は車両諸元要目表が添付され、自動車諸元が確認できるものであること。 （1）～（3）（略） **4.5.**（略） **4.6.　外観図** 外観の形状及び寸法（長さ、幅及び高さ）が明確に確認できる外観図又は写真であること。 ただし、次に掲げる自動車については、外観図又は写真の提出を省略することができる。 （1）～（6）（略） **4.7.　重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する書面** 重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する内容が記載されており、基準に適合していることが確認できるものであること。 ただし、次のいずれかに該当する自動車にあっては、重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する書面の提出を省略することができる。 （1）～（2）（略） **4.8.～4.10.**（略） **4.11.　技術基準等への適合性を証する書面** 新規検査等届出書（第１号様式（その1））の「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄に記載された変更部分及び変更により影響を及ぼす部分について、技術基準等に適合していることが確認できるものであること。 なお、書面等による審査は、次の書面により行うものとする。 （1）～（2）（略） **4.12.～4.15.**（略） （新設）

新

内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。

4.17.　特種用途自動車の構造要件に関する書面

用途区分細部取扱い通達に基づき、車体の形状毎の構造要件及び使用者の事業等が明確に確認できるものであること。

ただし、次に掲げる場合にあっては、当該書面の提出を省略することができる。

① 車体の形状毎の構造要件に関する書面

ア～イ（略）

②（略）

4.18.～**4.22.**（略）

5.～**6.**（略）

附則 2

事前提出書面の審査
（技術基準等の審査を要する自動車）

1.～**3.**（略）

3.1.　新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料

本則 4-13-2（4）で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。

区分		乗用	貨物	その他
（略）		（略）	（略）	（略）
添付資料	（略）	（略）	（略）	（略）
	車両後退通報装置の取付状態確認書	※8	※8	※8
	（略）	（略）	（略）	（略）
	ガス容器等再試験結果証明書	※9	※9	※9
	（略）	（略）	（略）	（略）

備考　（1）～（9）（略）

（10）※8 は、車両後退通報装置の取付位置又は周辺構造が、認証を受けた状態から UN R165 の基準適合性に影響のある変更があり、技術基準等への適合性を証する書面として用いる場合は○印、それ以外の場合は－印とする。

（11）※9 は、圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）にあっては○印、その他の自動車にあっては－印とする。

（12）～（14）（略）

3.2.（略）

4.～**6.**（略）

7.　届出書等の記載要領等

7.1.　新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））

（1）～（2）（略）

旧

4.16.　特種用途自動車の構造要件に関する書面

用途区分細部取扱い通達に基づき、車体の形状毎の構造要件及び使用者の事業等が明確に確認できるものであること。

ただし、次に掲げる場合にあっては、当該書面の提出を省略することができる。

（1）車体の形状毎の構造要件に関する書面

①～②（略）

（2）（略）

4.17.～**4.21.**（略）

5.～**6.**（略）

附則 2

事前提出書面の審査
（技術基準等の審査を要する自動車）

1.～**3.**（略）

3.1.　新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料

本則 4-13-2（4）で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。

区分		乗用	貨物	その他
（略）		（略）	（略）	（略）
添付資料	（略）	（略）	（略）	（略）
	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
	（略）	（略）	（略）	（略）
	ガス容器等再試験結果証明書	※8	※8	※8
	（略）	（略）	（略）	（略）

備考　（1）～（9）（略）

（新設）

（10）※8 は、圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）にあっては○印、その他の自動車にあっては－印とする。

（11）～（13）（略）

3.2.（略）

4.～**6.**（略）

7.　届出書等の記載要領等

7.1.　新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））

（1）～（2）（略）

新	旧
(3)「型式・類別区分番号」欄の類別区分番号は、自動車製作者が出荷した時点の類別区分番号が記載されていること。 この場合において、牽引自動車にあっては、類別区分番号及び整理番号（諸元表又は構造・装置の概要説明書中の「組合せ可能な牽引自動車又は被牽引自動車の車名及び型式一覧表」若しくは構造・装置の概要説明書中の「けん引自動車の仕様説明」の提出がある場合に限る。）が記載されていること。 ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。 ① 指定自動車等であって、型式内の車両仕様記号により当該自動車の仕様が特定できる資料を添付のうえ、識別表示ラベル等により明確に確認できるものは、類別区分番号に代えてその車両仕様記号を記載するもの ②（略）	(3)「型式・類別区分番号」欄の類別区分番号は、自動車製作者が出荷した時点の類別区分番号が記載されていること。 この場合において、牽引自動車にあっては、類別区分番号及び整理番号（諸元表又は構造・装置の概要説明書中の「組合せ可能な牽引自動車又は被牽引自動車の車名及び型式一覧表」の提出がある場合に限る。）が記載されていること。 ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。 ① 指定自動車等であって、型式内の車両仕様記号により当該自動車の仕様が特定できる資料を添付のうえ、識別表示ラベル等により明確に確認できるものは、類別（類別区分番号）に代えてその車両仕様記号を記載するもの ②（略）
(4) ～ (7)（略）	(4) ～ (7)（略）
(8) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれに定める内容が「その他」欄に記載されていること。 ①～⑪（略） ⑫ 本則 6-105 の 2-1 の規定の適用により車両後退通報装置を備えなければならない自動車は、次に掲げる内容が記載されていること。 ア 車両後退通報装置の作動を停止する機能を有する場合には、その旨 イ 音声信号を用いる車両後退通報装置を有する場合には、音声信号のメッセージ内容、音の大きさの和及び取付位置（取付位置が確認できる図面等が添付されている場合は取付位置の記載を省略することができるものとする。）	(8) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれに定める内容が「その他」欄に記載されていること。 ①～⑪（略） （新設）
(9) ～ (10)（略）	(9) ～ (10)（略）
7.2. 新規検査等届出書（第 1 号様式（その 2））	**7.2. 新規検査等届出書（第 1 号様式（その 2））**
(1)（略）	(1)（略）
(2)「車体の塗色」及び「消音器・原動機等の改造　有・無」欄の記載は任意とする。	(2)「車体の塗色」、「有効期限」及び「消音器・原動機等の改造　有・無」欄の記載は任意とする。
(3) ～ (5)（略）	(3) ～ (5)（略）
(6)「最大安定傾斜角度」欄の記載は、整数位（小数第 1 位切り捨て）までの値を記載すること。	（新設）
(7) ～ (8)（略）	(6) ～ (7)（略）
7.3. （略）	**7.3.** （略）
7.4. 諸元表又は車両諸元要目表	**7.4. 諸元表又は車両諸元要目表**
当該自動車の諸元表又は車両諸元要目表が添付され、自動車諸元が確認できるものであること。 ①～③（略）	当該自動車の諸元表又は車両諸元要目表が添付され、自動車諸元が確認できるものであること。 (1) ～ (3)（略）
7.5. （略）	**7.5.** （略）
7.6. 外観図	**7.6. 外観図**
外観の形状及び寸法（長さ、幅及び高さ）が明確に確認できる外観図又は写真であること。 ただし、次に掲げる自動車については、外観図又は写真の提出を省略することができ	外観の形状及び寸法（長さ、幅及び高さ）が明確に確認できる外観図又は写真であること。 ただし、次に掲げる自動車については、外観図又は写真の提出を省略することができ

新	旧
る。 ①～⑥（略） **7.7.　重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する書面** 重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する内容が記載されており、基準に適合していることが確認できるものであること。 ただし、次のいずれかに該当する自動車にあっては、重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する書面の提出を省略することができる。 ①～②（略） **7.8.～7.10.**（略） **7.11.　技術基準等への適合性を証する書面** 新規検査等届出書（第１号様式（その1））の「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄に記載された変更部分及び変更により影響を及ぼす部分について、技術基準等に適合していることが確認できるものであること。 なお、書面等による審査は、次の書面により行うものとする。 ①～③（略） **7.12.～7.15.**（略） **7.16.　車両後退通報装置の取付状態確認書（第6-5号様式）** 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。 **7.17.　特種用途自動車の構造要件に関する書面** 用途区分細部取扱い通達に基づき、車体の形状毎の構造要件及び使用者の事業等が明確に確認できるものであること。 ただし、次に掲げる場合にあっては、当該書面の提出を省略することができる。 ①　車体の形状毎の構造要件に関する書面 ア～イ（略） ②　使用者の事業等に関する書面 ア～イ（略） **7.18.～7.22.**（略） **8.～10.**（略） **附則3** **事前提出書面の審査** **（使用の過程にある自動車及び自動車予備検査証の交付を受けた自動車（用途等の変更に伴う技術基準等の審査を要する自動車及び牽引自動車）並びに小型特殊自動車から大型特殊自動車に変更する自動車）** **1.～6.**（略） **7.　届出書等の記載要領等** **7.1.　新規検査等届出書（第１号様式（その1））** （1）～（2）（略） （3）「型式・類別区分番号」欄の類別区分番号は、自動車製作者が出荷した時点の類別区分番号が記載されていること。	る。 （1）～（6）（略） **7.7.　重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する書面** 重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する内容が記載されており、基準に適合していることが確認できるものであること。 ただし、次のいずれかに該当する自動車にあっては、重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する書面の提出を省略することができる。 （1）～（2）（略） **7.8.～7.10.**（略） **7.11.　技術基準等への適合性を証する書面** 新規検査等届出書（第１号様式（その1））の「当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄に記載された変更部分及び変更により影響を及ぼす部分について、技術基準等に適合していることが確認できるものであること。 なお、書面等による審査は、次の書面により行うものとする。 （1）～（3）（略） **7.12.～7.15.**（略） （新設） **7.16.　特種用途自動車の構造要件に関する書面** 用途区分細部取扱い通達に基づき、車体の形状毎の構造要件及び使用者の事業等が明確に確認できるものであること。 ただし、次に掲げる場合にあっては、当該書面の提出を省略することができる。 （1）　車体の形状毎の構造要件に関する書面 ①～②（略） （2）使用者の事業等に関する書面 ①～②（略） **7.17.～7.21.**（略） **8.～10.**（略） **附則3** **事前提出書面の審査** **（使用の過程にある自動車及び自動車予備検査証の交付を受けた自動車（用途等の変更に伴う技術基準等の審査を要する自動車及び牽引自動車）並びに小型特殊自動車から大型特殊自動車に変更する自動車）** **1.～6.**（略） **7.　届出書等の記載要領等** **7.1.　新規検査等届出書（第１号様式（その1））** （1）～（2）（略） （3）「型式・類別区分番号」欄の類別区分番号は、自動車製作者が出荷した時点の類別区分番号が記載されていること。

新	旧
この場合において、牽引自動車にあっては、類別区分番号及び整理番号（諸元表又は構造・装置の概要説明書中の「組合せ可能な牽引自動車又は被牽引自動車の車名及び型式一覧表」若しくは構造・装置の概要説明書中の「けん引自動車の仕様説明」の提出がある場合に限る。）が記載されていること。 ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。 ①～④（略） (4)（略） (5) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれに定める内容が「その他」欄に記載されていること。 ①～③（略） ④　本則 6-105 の 2-1 の規定の適用により車両後退通報装置を備えなければならない自動車は、次に掲げる内容が記載されていること。 ア　車両後退通報装置の作動を停止する機能を有する場合には、その旨 イ　音声信号を用いる車両後退通報装置を有する場合には、音声信号のメッセージ内容、音の大きさの和及び取付位置（取付位置が確認できる図面等が添付されている場合は取付位置の記載を省略することができるものとする。） (6)（略）	この場合において、牽引自動車にあっては、類別区分番号及び整理番号（諸元表又は構造・装置の概要説明書中の「組合せ可能な牽引自動車又は被牽引自動車の車名及び型式一覧表」の提出がある場合に限る。）が記載されていること。 ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。 ①～④（略） (4)（略） (5) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれに定める内容が「その他」欄に記載されていること。 ①～③（略） （新設） (6)（略）
7.2.　新規検査等届出書（第１号様式（その 2）） (1)（略） (2)「車体の塗色」及び「消音器・原動機等の改造　有・無」欄の記載は任意とする。 (3) ～ (5)（略） (6)「最大安定傾斜角度」欄の記載は、整数位（小数第１位切り捨て）までの値を記載すること。 (7) ～ (8)（略）	**7.2.　新規検査等届出書（第１号様式（その 2））** (1)（略） (2)「車体の塗色」、「有効期限」及び「消音器・原動機等の改造　有・無」欄の記載は任意とする。 (3) ～ (5)（略） （新設） (6) ～ (7)（略）
7.3.（略）	**7.3.**（略）
7.4.　諸元表又は車両諸元要目表 当該自動車の諸元表又は車両諸元要目表が添付され、自動車諸元が確認できるものであること。 ①～③（略）	**7.4.　諸元表又は車両諸元要目表** 当該自動車の諸元表又は車両諸元要目表が添付され、自動車諸元が確認できるものであること。 (1) ～ (3)（略）
7.5.～7.7.（略）	**7.5.～7.7.**（略）
7.8.　最大安定傾斜角度に関する書面 基準に適合していることが確認できるものであること。 ただし、ハイリフト車、簡易クレーンの装備等重心高が著しく高くなる改造を行った自動車を除き、次のいずれかに該当する自動車にあっては、最大安定傾斜角度に関する書面の提出を省略することができる。 ①～⑤（略）	**7.8.　最大安定傾斜角度に関する書面** 基準に適合していることが確認できるものであること。 ただし、ハイリフト車、簡易クレーンの装備等重心高が著しく高くなる改造を行った自動車を除き、次のいずれかに該当する自動車にあっては、最大安定傾斜角度に関する書面の提出を省略することができる。 (1) ～ (5)（略）
7.9.　最小回転半径に関する書面 基準に適合していることが確認できるものであること。 ただし、次のいずれかに該当する自動車にあっては、最小回転半径に関する書面の提	**7.9.　最小回転半径に関する書面** 基準に適合していることが確認できるものであること。 ただし、次のいずれかに該当する自動車にあっては、最小回転半径に関する書面の提

新	旧
出を省略することができる。 ①～②（略） **7.10.～7.12.**（略） **7.13.　技術基準等への適合性を証する書面** 新規検査等届出書（第１号様式（その1））の「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄に記載された変更部分及び変更により影響を及ぼす部分について、技術基準等に適合していることが確認できるものであること。 なお、書面等による審査は、次の書面により行うものとする。 ①～③（略） **7.14.～7.22.**（略） **8.～10.**（略） **附則４** **事前提出書面の審査** **（特定の被牽引自動車）** **1.～6.**（略） **7.　届出書等の記載要領等** **7.1.　新規検査等届出書（第１号様式（その1））** （1）～（2）（略） （3）「型式・類別区分番号」欄の類別区分番号は、自動車製作者が出荷した時点の類別区分番号が記載されていること。 ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。 ①（略） ②　指定自動車等であって、型式内の車両仕様記号により当該自動車の仕様が特定できる資料を添付のうえ、識別表示ラベル等により明確に確認できるものは、類別区分番号に代えてその車両仕様記号を記載するもの ③（略） （4）～（8）（略） **7.2.　新規検査等届出書（第１号様式（その2））** （1）（略） （2）「車体の塗色」欄の記載は任意とする。 （3）～（5）（略） （6）「最大安定傾斜角度」欄の記載は、整数位（小数第１位切り捨て）までの値を記載すること。 （7）～（8）（略） **7.3.**（略） **7.4.　諸元表又は車両諸元要目表** 当該自動車の諸元表又は車両諸元要目表が添付され、自動車諸元が確認できるものであること。 ①～③（略）	出を省略することができる。 （1）～（2）（略） **7.10.～7.12.**（略） **7.13.　技術基準等への適合性を証する書面** 新規検査等届出書（第１号様式（その1））の「当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄に記載された変更部分及び変更により影響を及ぼす部分について、技術基準等に適合していることが確認できるものであること。 なお、書面等による審査は、次の書面により行うものとする。 （1）～（3）（略） **7.14.～7.22.**（略） **8.～10.**（略） **附則４** **事前提出書面の審査** **（特定の被牽引自動車）** **1.～6.**（略） **7.　届出書等の記載要領等** **7.1.　新規検査等届出書（第１号様式（その1））** （1）～（2）（略） （3）「型式・類別区分番号」欄の類別区分番号は、自動車製作者が出荷した時点の類別区分番号が記載されていること。 ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。 ①（略） ②　指定自動車等であって、型式内の車両仕様記号により当該自動車の仕様が特定できる資料を添付のうえ、識別表示ラベル等により明確に確認できるものは、類別（類別区分番号）に代えてその車両仕様記号を記載するもの ③（略） （4）～（8）（略） **7.2.　新規検査等届出書（第１号様式（その2））** （1）（略） （2）「車体の塗色」及び「有効期限」欄の記載は任意とする。 （3）～（5）（略） （新設） （6）～（7）（略） **7.3.**（略） **7.4.　諸元表又は車両諸元要目表** 当該自動車の諸元表又は車両諸元要目表が添付され、自動車諸元が確認できるものであること。 （1）～（3）（略）

新	旧
7.5.～7.7.（略） **7.8.　技術基準等への適合性を証する書面** 新規検査等届出書（第１号様式（その１））の「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置（使用の過程にある自動車にあっては、自動車検査証又は登録識別情報等通知書が交付された自動車に対して変更している自動車の構造・装置）」欄に記載された変更部分及び変更により影響を及ぼす部分について、技術基準等に適合していることが確認できるものであること。 なお、書面等による審査は、次の書面により行うものとする。 ①～②（略） **7.9.～7.10.**（略） **7.11.　特種用途自動車の構造要件に関する書面** 用途区分細部取扱い通達に基づき、車体の形状毎の構造要件及び使用者の事業等が明確に確認できるものであること。 ただし、次に掲げる場合にあっては、当該書面の提出を省略することができる。 ①　車体の形状毎の構造要件に関する書面 ア～イ　（略） ②（略） **7.12.～7.16.**（略） **8.～10.**（略） **第１号様式（その１）**（略） **第１号様式（その２）** **新規検査等届出書** 基本情報～車両寸法（略） 荷重分布 （略） 備　考 （略） **第２号様式（別添２の５.関係）** **連結車両総重量及び牽引重量計算書** 1.　連結車両総重量（GCW） （1）（略） （2）最高速度（「速度制限装置（NR）機能の一時的解除の取扱いについて」（令和６年10月２日付け国自基第90号国自整第150号国自技環第103号）により速度制限装置を一時的に解除可能な構造とした自動車にあっては、速度制限装置が作動した状態における最高速度）が 60km/h 以下の牽引自動車で牽引される連結車両（被牽引自動車が車両総重量50t以上のセミトレーラ及びポール・トレーラに限る。）にあっては、(1)にかかわらず、次の算式のいずれにも該当する連結車両総重量（GCW）を算出するものとする。 ・$GCW \leqq (263.77 \times kW\{194 \times PS\} - 3040) \times \frac{50}{Vmax}$	**7.5.～7.7.**（略） **7.8.　技術基準等への適合性を証する書面** 新規検査等届出書（第１号様式（その１））の「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置（使用の過程にある自動車にあっては、自動車検査証又は登録識別情報等通知書が交付された自動車に対して変更している自動車の構造・装置）」欄に記載された変更部分及び変更により影響を及ぼす部分について、技術基準等に適合していることが確認できるものであること。 なお、書面等による審査は、次の書面により行うものとする。 （1）～（2）（略） **7.9.～7.10.**（略） **7.11.　特種用途自動車の構造要件に関する書面** 用途区分細部取扱い通達に基づき、車体の形状毎の構造要件及び使用者の事業等が明確に確認できるものであること。 ただし、次に掲げる場合にあっては、当該書面の提出を省略することができる。 （1）車体の形状毎の構造要件に関する書面 ①～②　（略） （2）（略） **7.12.～7.16.**（略） **8.～10.**（略） **第１号様式（その１）**（略） **第１号様式（その２）** **新規検査等届出書** 基本情報～車両寸法（略） 荷重分布 （略） 備　考　有効期限 （略） **第２号様式（別添２の５.関係）** **連結車両総重量及び牽引重量計算書** 1.　連結車両総重量（GCW） （1）（略） （2）最高速度が 60km/h 以下の牽引自動車で牽引される連結車両（被牽引自動車が車両総重量 50t 以上のセミトレーラ及びポール・トレーラに限る。）にあっては、(1)にかかわらず、次の算式のいずれにも該当する連結車両総重量（GCW）を算出するものとする。 ・$GCW \leqq (263.77 \times kW\{194 \times PS\} - 3040) \times \frac{50}{Vmax}$

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>

・$GCW \leqq \dfrac{0.9 \times Q \times r}{R \times (0.125 + 0.01) \times 9.80665}$

<table>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>Vmax</td><td>：牽引自動車の最高速度（1km/h未満は切捨てるものとし、また、「速度制限装置（NR）機能の一時的解除の取扱いについて」（令和6年10月2日付け国自基第90号国自整第 150 号国自技環第103号）により速度制限装置を一時的に解除可能な構造とした自動車にあっては、速度制限装置が作動した状態における最高速度とする。）※1</td><td>km/h</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>

※1～※2（略）

2.（略）

第3号様式～第6-4号様式（略）

第6-5号様式（別添2の5.関係）

年　　月　　日

車両後退通報装置の取付状態確認書

次の自動車に備える車両後退通報装置は、細目告示第67条の6第1項及び第2項の基準に適合する状態であることを確認しております。

車名：　　型式：　　車台番号：

1.　当該自動車に備えられている車両後退通報装置の通報音発生装置

□	UN R165-00の6.の規定に適合する車両後退通報装置の通報音発生装置が備えられており、認証を受けた状態から当該装置を交換していない。

2.　取付位置又は周辺構造の変更後の車両後退通報装置の機能及び構造

□	当該装置は確実に取付けられている。
□	当該装置に運転者が通報音の周波数を切替えられる機能を備えていない。
□	当該装置の通報音発生装置は、自動車の最後部の車軸中心から自動車の最後端までの間（自動車の最後部の車軸中心から自動車の最後端までの距離が自動車の長さの4分の1を超える場合にあっては、自動車の最後端から自動車の長さの4分の1までの間）に取付けられている。

</td><td>

・$GCW \leqq \dfrac{0.9 \times Q \times r}{R \times (0.125 + 0.01) \times 9.80665}$

<table>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>Vmax</td><td>：牽引自動車の最高速度（1km/h未満は切捨てる。）※1</td><td>km/h</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>

※1～※2（略）

2.（略）

第3号様式～第6-4号様式（略）

（新設）

</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>

□	当該装置の通報音発生装置は完全に覆われていない。
□	当該装置の機能、性能等を著しく損なうおそれのある損傷等がない。

※1.及び2.の内容を確認したものは、確認した各項目の□にレ点を記入すること。

上記内容に相違ありません。

確認者の名称及び所在地　　：
確認者の氏名　　：

第7号様式～第11号様式（略）
別表第1（略）

別添3（4-14関係）

並行輸入自動車審査要領

1.～3.（略）
4.　届出書等の受理等
4.1.　受理
（1）（略）
（2）受理した届出書等に係る自動車が、次の要件を満たすことを確認するものとする。

①～②（略）
（3）～（4）（略）
4.2.～4.3.（略）
5.～9.（略）
別表第1～別表第5（略）
第1号様式～第10号様式（略）
別紙（略）
別添4～別添7（略）

別添8（7-9、7-124関係）

連結車両の走行性能の技術基準

1.（略）
2.　走行性能
2.1.～2.2.（略）
2.3.　最高速度（「速度制限装置（NR）機能の一時的解除の取扱いについて」（令和6年10月2日付け国自基第90号国自整第150号国自技環第103号）により速度制限装置を一時的に解除可能な構造とした自動車にあっては、速度制限装置が作動した状態における最高速度）が60km/h以下の牽引自動車で牽引される連結車両（被牽引自動車が車両総重量50t以上のセミトレーラ及びポール・トレーラのものに限る。）にあっては、2.1.及び2.2.にかかわらず、次のいずれの式にも適合していればよい。

</td><td>

第7号様式～第11号様式（略）
別表第1（略）

別添3（4-14関係）

並行輸入自動車審査要領

1.～3.（略）
4.　届出書等の受理等
4.1.　受理
（1）（略）
（2）受理した届出書等に係る自動車が、次のいずれにも該当しないことを確認するものとする。
①～②（略）
（3）～（4）（略）
4.2.～4.3.（略）
5.～9.（略）
別表第1～別表第5（略）
第1号様式～第10号様式（略）
別紙（略）
別添4～別添7（略）

別添8（7-9、7-124関係）

連結車両の走行性能の技術基準

1.（略）
2.　走行性能
2.1.～2.2.（略）
2.3.　最高速度が60km/h以下の牽引自動車で牽引される連結車両（被牽引自動車が車両総重量50t以上のセミトレーラ及びポール・トレーラのものに限る。）にあっては、2.1.及び2.2.にかかわらず、次のいずれの式にも適合していればよい。

</td></tr>
</table>

新	旧
$GCW \leqq (263.77 \times kW\{194 \times PS\} - 3040) \times \frac{50}{Vmax}$ $GCW \leqq \frac{0.9 \times Q \times r}{R \times (0.125 + 0.01) \times 9.80665}$ Vmax　：牽引自動車の最高速度（1km/h 未満は切捨てるものとし、また、「速度制限装置（NR）機能の一時的解除の取扱いについて」（令和 6 年 10 月 2 日付け国自基第 90 号国自整第 150 号国自技環第 103 号）により速度制限装置を一時的に解除可能な構造とした自動車にあっては、速度制限装置が作動した状態における最高速度とする。）　km/h Q　：牽引自動車の原動機の最大トルク　N･m r　：牽引自動車の最低変速段における全減速比 R　：牽引自動車の駆動輪の有効回転半径（動荷重半径が定められているものにあってはその値を用いるものとする。）　m 2.3. を適用して連結車両総重量を算定した牽引自動車にあっては、その前面及び両側面に以下の様式による標識を見やすいように表示しなければならない。 （標識略） 2.4. （略） **別添 9～別添 15**（略）	$GCW \leqq (263.77 \times kW\{194 \times PS\} - 3040) \times \frac{50}{Vmax}$ $GCW \leqq \frac{0.9 \times Q \times r}{R \times (0.125 + 0.01) \times 9.80665}$ Vmax　：牽引自動車の最高速度（1km/h 未満は切捨てる。）　km/h Q　：牽引自動車の原動機の最大トルク　N･m r　：牽引自動車の最低変速段における全減速比 R　：牽引自動車の駆動輪の有効回転半径（動荷重半径が定められているものにあってはその値を用いるものとする。）　m 2.3. を適用して連結車両総重量を算定した牽引自動車にあっては、その前面及び両側面に以下の様式による標識を見やすいように表示しなければならない。 （標識略） 2.4. （略） **別添 9～別添 15**（略）

附則（令和 6 年 12 月 26 日規程第 19 号）

1. この規程は、令和 7 年 1 月 6 日から施行する。
2. 別添 2「新規検査等提出書面審査要領」の新規検査等届出書第 1 号様式（その 2）については、この規程の施行の日以後、当分の間、改正前の新規検査等届出書第 1 号様式（その 2）とすることができる。